

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（森 温繁君） 9日に引き続き一般質問を行います。

質問順位 2 番。1 つ、法と条例・規則の整合性とその執行について。2 つ、下田市の諸課題と 19 年度施政方針について。

以上 2 件について、15 番、土屋誠司君。

〔15 番 土屋誠司君登壇〕

15 番（土屋誠司君） おはようございます。

議長の通告どおり一般質問をさせていただきます。

質問の 1 点目の法と条例・規則の整合性とその執行について伺います。

行政は、法律と条例・規則の整合性に基いて施行されているものと理解しております。

家電リサイクル法施行後、平成 13 年 9 月に一般廃棄物処分量が許可されたことについて、法との整合性について伺います。

家電リサイクル法の目的は、第 1 条に「家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」としています。7 条には国の責務があり、8 条に地方公共団体の責務として、「都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化を促進する」ために措置することを講じなければならないと規定しております。

一般廃棄物処理業許可権は下田市にあります。家電リサイクル法施行後に同法の処理と方法の違う抜けど道的な処分量の許可を与えてしまったことがあります。家電リサイクル法施行後に一般廃棄物処分量を許可された例は、ほかにあるのかについて伺います。さらに、こ

の法との整合性についても、説明を伺わせていただきたいと思います。

議席に、情報公開法により取得した県リサイクル室の内部文書を配付してありますので、経過はわかると思いますので、参考にしていただきたいと思います。

この文書によりますと、家電リサイクル法によらない特定家庭用機器一般廃棄物の再生・処分を行いたい旨の業者よりの届け出について、静岡県はこの提案の行為について、「廃棄物処理法上の諸許可（収集・運搬業、処分業、施設措置）を得ていることを前提に、他の諸法令に抵触しない旨の解釈をしているのであり、いわゆる「お墨付き」の意味合いはない」とされています。この事業者は、一般廃棄物処分業の許可はないことから、家電4品目の再生処分はできないとなります。家電リサイクル法の根拠は、有価物引き取り以外は製造メーカーに引き渡され再商品化されることである。よって、この施設で再生・処分が行われないうち留意するとあります。

廃棄物・清掃に関する法7条の6項に、「一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない」とあります。10項に、「市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない」とされておりあります。

その10項の1として、「当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること」。下田市では、一般廃棄物の処理が順調に行われていると思いますが、何が困難なのか、その理由をお答えください。

2として、「その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するもの」とありますが、平成13年の同計画に、処分業の許可を出すという計画が入っていたかについても伺います。

一般廃棄物処理計画は、毎年度更新し、さらに5年ごとに見直すこととなっております。今年度は5年ごとの見直しであります。この内容はどのようにしていくのかについて伺います。平成13年度の一般廃棄物処理計画において、一般廃棄物処分業の許可を出すことができることが含まれているのかについても伺います。

2月臨時会において、質問もしていないことの答弁に、この処分業許可を決裁する稟議書には、助役、市長の決裁印がないと問題報告がありました。こんな行政執行でよいのかについても伺います。

公印規則7条には、「公印を使用しようとするときは、決裁済の稟議書を管守者に提示し、

承認を得なければならない」。一般廃棄物処理業許可書の代表者名と稟議書の代表者名が違っていることについても、説明をお願いいたします。また、公印使用台帳には、どのように記載されていたのかについても伺います。

決裁がされていないということは、事務処理規則上、市長権限の公印使用は無効といたします。よって、一般廃棄物処理業許可は無効ではないかと思えます。いかがですか、お答えください。

さらに、下田市の許可権限である処分業許可の2年後の更新時の稟議書の記載は、どのようになっているのかについても伺います。

次に、下田市内には、分筆や地籍が訂正されていない市道、農林道等が多々あると思えます。道路など工事終了後の地籍、公図の訂正については、いつどのようにされているのかについて伺います。

地籍が変わった場合などや非課税となった場合、地権者に対し、その理由の通知はどのようにされているのかについても伺います。

不動産登記法36条、37条には、所有権取得や地籍の変更があった日から1カ月以内に登記申請をしなければならないとあります。下田市の事業において、分筆や地籍の訂正、公図の訂正が未処理であるのか、あったなら何件くらいあるのか、苦情などはあるのかについても伺います。

工事などに伴い、測量し、地籍の確定結果を公図に反映すべきと思えます。買収などには測量結果を使いますが、公図の訂正はされていなくてもよいのかについても伺います。

さらに、これらの地権者に対する報告はどのようになっているのか。地籍など未処理の現状は全体的にはどのようですか、伺います。

工事などが行われた時点において、適正に処理がされなかったことにより、後年に、その土地の位置が定かでない土地に看板の許可をした例があります。地権者の定かでない、明らかに違う所有者により看板設置3カ月後に承諾書をつくり、さかのぼり許可されましたが、このような事務処理が行われてよいのかについても伺います。

2項目めの下田市の諸課題と19年度施政方針について伺います。

施政方針は、財源確保が厳しい、環境改善策が見出せない、徹底して行政コストを削減し、市内経済の活性化や市民生活の向上に必要性、効果の高い事業化を図り、潤い、安らぎ、希望に満ちたまちづくりとあるが、すべてと言っていいほど予算を切るのみで、新規事業と思えないめり張りのない政策では、夢のあるまちづくりができるかなと思えます。

主要な施策の取り組みの自然・環境を大切にすまちなちについて伺います。

下田市は、海岸線やまちなみ、里山等々、資源は豊かで、また地域文化、身近な生活風景等を含めた広い意味合いでの景観素材があるのは、大方の市民も承知しているところで、市長が景観行政団体になることを重点としていることは理解されると思いますが、まず景観行政団体を進めるに当たり、下田市環境基本条例第9条にある環境基本計画を定めてから、景観行政団体とすべきと思います。

下田市環境基本条例9条に、「市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない」。2項として、「環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱 (2) 前項に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために必要な事項」とあります。環境基本計画が各種計画や事業の根幹となることから、少なくとも環境行政団体としてのことと同時進行で環境基本計画を定めなければならないと考えています。市長はどのように考えているのかについて伺います。

自然環境の大切さ、保全・保護の大切さでの政策は、「河川の水質検査をし、監視していく」であります。河川の浄化や浄化につながる施策がないに等しいと思います。市長は下田の海はきれいと言っていますが、本当にきれいでしょうか。海水浴シーズン前のB D、C D、ふん便性大腸菌などの数値がよいのは、人口が少なく、外洋に面して、黒潮が洗ってくれるからとも私は考えております。

下田の海岸線の漁場は豊かでしょうか。海岸近くの海底には泥等が付着し、海草も少ないと言われていたことを、どの程度把握していますか。原因の多くは、山林が手入れされないため、地面に光が届かないため下草が生えず、荒廃した表土の流出が多くなっています。さらに、生活雑排水の浄化がされず流された結果だと思います。対策には、手入れをされていない山林をまず間伐し、下草を増やすことを早急に行い、次に生活雑排水の浄化対策、さらに合成洗剤等の削減等を市民に啓蒙することや河川浄化設備の構築が、海を売りにしている下田市にとって最重要課題であると私は思っております。

その政策の中で、築磯漁場に稚貝放流など 種苗放流事業助成や漁港の整備で水産業の振興を図るとありますが、それよりよい水質の河川化と人工漁礁、藻場等を設置し、沿岸漁場を再生させる施策をしていかないと、今後、下田市のすべての事業がだめになっていくと考えております。これはもう既に厚岸や襟裳岬とか気仙沼等各地で実証がされていることであり

ます。

山林の整備や生活雑排水の浄化が、観光立市である下田市の発展に最重要課題と思います。今、政策の転換が必要と思いますが、市長の見解を伺います。

次に、下水道について伺います。

平成4年開始以来15年が経過し、処理施設の老朽化が進んでいるため、機器の更新の準備とあります。また、毎年、積極的に下水道の役割をPRし、水を中心とした環境問題を多くの市民に理解していただき、普及率、水洗化率の向上に努めるとしてはいますが、下水道の事業としては、管渠の延長を優先した施策が、接続率、水洗化率を上げることができず、下水処理場の処理能力の半分しか必要のない状態が続いています。その状態において、経過年数のために機器が壊れているのが実態であります。この接続率、水洗化率予測は、状態を考慮されず、と私は思いますが、考慮されていないで12年度に下水道処理場は、フル完成時の8分の4の施設は完成しましたが、使っているのは8分の1です。拡張した後も汚水処理場は8分の1しかない状態で、このような稼働で、施策の見通しにおいて、人口減や接続率の伸びの見込みが甘かったのではと思いますが、その辺についてはどうですか、伺います。

次に、未来の人づくりについて伺います。

今年1月に、文部科学省は障害児支援策として、改正学校教育法が19年4月に施行され、専門の支援員を現在の2.23倍に当たる3万人に拡充し、子供たちの支援を行っていくとあります。

そこで、下田市においての実情と19年度の取り組みの具体的な内容はどのようなものか、これまで実施されてきた適応指導教室との関係はどのようなのかについても、あわせて伺います。

また、ゆとり教育の結果により、児童・生徒の学力の低下が問題であります。これらの対策はどのようなか、どのようにされているのかについて伺います。

増田 清議員への答弁に、今後3年は幼稚園等の統廃合はないとありましたが、昨年10月に公表された、耐震性が劣り危険とされている幼児教育施設での耐震対策を伺います。

次に、市内国道の交通安全対策について伺います。

国道414号線の落合浄水場付近は、大雨のときには国道が冠水しやすいことから、路面のかさ上げ等の準備として、護岸の補強をここ何年かやっておりますが、かさ上げ地点に自転車道とか歩道が計画されているのかを土木事務所に伺ったところ、計画はないということです。今後、新構想高校ができて、南高がなくなります。南高生等は稲梓駅から電車で通学だ

と思います。それが今度新しい高校になると、自転車等が増えていくと思われます。また、歩行者等の安全等に関し、非常に危険であると思いますので、稲生沢川護岸のかさ上げ地点に張り出しの歩道設置を県に要望していただきたいと思いますが、その辺について伺います。

また、昨年から何回か質問しておりますけれども、大渋滞を引き起こす箕作三差路の上り右折車線については、早急な対応が望まれ、昨年1月に同交差点の改良についての概略設計が発注されました。その後の進捗状況についてはどうなっているのかについて伺います。

次に、市民の安心づくりについて伺います。

東海地震が発生した場合に備え、市民の災害に対する日々の意識を高揚させ、防災訓練や対策本部を強化、消防団活動の充実とありますが、消防団の詰所18カ所の耐震診断は旧基準診断で「なし」の状態であり、その詰所の中には、柱が腐り、屋根に穴があき、または階段が腐食して危険な、さらには建物が傾いた状態のものもあります。本年度の具体的な改修や安全対策についての内容を伺いまして、以上、主旨質問を終わります。

議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 土屋誠司議員のご質問でございますけれども、大変たくさんのご質問がありまして、ちょっと整理できない部分があります。事前通告の大きな見出しだけしか聞いておりませんので、細かな質問が多々出てまいりましたので、私が答弁できる政策的なところは私の方で答弁させていただきますが、事務処理等、そういう問題点につきましては、細かいご質問になりましたので、担当の方から答弁をさせていただきたいと思いますが、また質問の内容で答弁漏れがありましたら、ご指摘をまた再質問の中でお願いをしたいというふうに思います。

家電リサイクル法の関係の処分業許可の問題でございます。

1点目の、施行後に一般廃棄物処分業を許可している例はほかにあるのか、さらに法との整合性というご質問でございました。

担当の方から聞いておる報告の中では、家電リサイクル法に定めるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを一般廃棄物処分業の許可で処理している施設は、現状では全国で10カ所程度という、この辺のことは聞いておりますので答弁はできると思います。あと細かい問題点につきましては、担当の方から答弁させていただきたいというふうに思います。

それから、道路工事等の終了後の地籍、公図関係のものも、大変細かいご質問でございま

した。これもちょっと私の方では答弁できかねる専門的なことですので、これは建設課長の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

19年度の施政方針の中での幾つかの問題につきましては、これは政策的問題でありますので、私の方からは私なりの考え方を答弁させていただきたいと思います。

その中で、まず施政方針の中で幾つかのまちづくりの問題点を掲げましたが、なかなか予算が伴わないということで、具体的なものに欠けているというような問題点がございます。

まず、自然との共生の問題につきましては、環境基本計画を早く定めるべきであろう。景観行政団体に19年の4月1日からいよいよ下田市も取り組むわけにありますけれども、まず19年、20年、21年、これは3年ぐらいはかかる問題点であろうかと思えます。

環境基本計画を定めるという問題につきましては、今までの議会の中でも他の議員さんからもご質問がありましたが、この環境基本計画をつくるには、また大変大きなお金がかかる問題、ただ下田市の行政だけでできる問題ではありません。ですから当然のことながら、今、我々は合併という大きな目標に向かって進んでおるわけにありますから、毎度答弁は変わりませんが、この環境基本計画は、やはり合併が成ったときに、その地域での大きな中での環境計画というものをつくっていくべきだろうというふうな考え方は変わっておりません。

それから、市長は海はきれいだというけれども、本当にきれいなのかという問題につきましては、私はやはり環境省等の調査、あるいは県の環境室の調査等によりまして、まさにこの伊豆近辺、下田の海はきれいだという評価をいただいていることを信じておりますし、確かに夏の時期は、あれだけのお客様が来ますから、若干どうしても川から流れるもので少し汚れる部分はあるのかなと思えますが、年間を通じれば、大変きれいだと思えます。

その中で、海底の泥がどのくらいあるのか、いろいろなことを市長は認識しているのかということにつきましては、全くわかりません。どこにどんな泥が埋まっているか、そういう細かいものについてはわからない中でありまして、議員がおっしゃる河川からの生活雑排水の問題点、それから森林の間伐、河川の浄化、こういうことを水産の振興より先にやるべきではないかというご指摘でございますけれども、やはり水産振興というのは、これは地域の経済の活性化に結びついてくる事業でございますので、また環境を守るためのものとはちょっと違う問題であるという認識を持っております。環境は環境、産業振興は産業振興という中で政策を組み立て、予算措置をさせていただいているものであります。

特に水産振興ということになれば、やはり稚魚の放流とか築磯漁場、そういうものは政策

の中で、当然、毎年やっているものでございまして、漁業を守るためには振興策として必要なものである、こんなふうに考えております。

下水道の問題につきましては、やはり機器の更新というものがあるわけで、今、大きなお金がかかる中で、下水道事業の見通しが甘いのではなからうかということでございますけれども、これは私が始めたわけではありまして、前々からこの下水道事業が立ち上げられた、多分、昭和 63年から平成 3年ぐらいに浄化センターのいろいろな起債関係を起こしている中で、地域も決めてスタートしたわけでありまして、ご存知のように、今、大変大きな借金を抱えている事業でありますので、平成 20年度の見直しの中で、少し事業を延長して様子を見たいという方向性を出したものであります。

しかしながら、これは先ほど言ったように環境を守るという中では、下水道の事業、それから接続をしていただくということが、大変環境を守るのにつながってきますので、現在では 50%を若干上回っている接続率を、平成 21年度ぐらいには 68%ぐらいに上げるということを、今、目標数値として設定して頑張っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

未来の人づくり等につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。

国道 41号線の要望事項等につきましても、これも前々からの懸案事項、新しい要望事項があると思いますが、建設課の方の答弁とさせていただきたいと思っております。

消防団活動の問題につきまして、市民の安心づくりということにつきましては、担当が市民課でございますので、市民課の方から答弁をさせていただきたい、このように考えております。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 一般廃棄物処分業の許可についての法との整合性とはどのようなことだったと思いますが、これについては家電リサイクル法、先ほど全国で 10万所程度というようなことでございます。新たな許可を全国でしているのかということについては、調査できておりません。

リサイクル法が制定され、業者は以前から市より処分の委託を受けていた業者でありますもので、そのための申請であったために、施設が廃家電の処理を乱すというようなこととか、下田の地域というのが伊東市の指定引取所が遠いというようなことで、遠隔地であるため、市民の利便性を考慮したというのもあります。

それと、2番目なんですけれども、一般廃棄物処理計画はどうなっているのだというよう

なことなんですけれども、5年ごとの処理計画の見直しであります。来年度がその見直しの年になっております。そういうところで、現実的に大きな変化があれば、見直しをしなければならぬのかなど。そういうのも、今後精査して、環境審議会だとか、現実的に今、調査委員会が設けてありますので、そういうところに計画を持って審議してもらいながら、一般廃棄物処理計画を見直していきたいというふうに思っております。

それで、以前の計画の中に、この許可があったのかというものは、想定しておりませんでした。

それと、公印の使用がどうだったのかというようなことなんですけれども、それについては調査委員会でも、関係職員からその辺の話を聞きました。職員からは、自分では適正に決裁を受けたとの結果でありました。また、そういうことで、公印をそのまま許可して押したというようなことでございます。申しわけないんですけれども、これは15年、17年と2回にわたって継続の許可をしており、既に定着した許可となっているのも実態であるというふうに思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 道路工事終了後の地籍、公図の修正についてのご質問でございますけれども、まず第1点目の工事等終了後の地籍、公図の訂正について、いつどのようにされているのかというご質問でございますが、道路や河川の新設工事では、必要用地を土地所有者が立ち会いまして一筆測量を行い、確定したものを取得して工事を行っているのが通常でありまして、取得した用地につきましては、分筆、買収し、登記いたしておりますので、用地の未処理はないものというふうに考えております。

それから、2番目の地籍が変わった場合などや非課税となった場合、地権者にその理由の通知はどのようにされているのかということでございますけれども、事業の内容、それから必要用地の範囲を説明しまして、理解を得た上で買収しておりますので、買収し、分筆登記が完了した時点では、地権者はその土地の異動内容、地籍の変更、それから地形を理解しているものというふうに考えております。

それから、3番目の下田市の事業における分筆や地籍の訂正、公図の訂正が未処理の状況、それと何件ぐらいあるのか、それから苦情などがあるのかというご質問でございますけれども、市の事業におきましては、分筆や地籍の訂正、公図訂正の未処理というものは、新設改良工事等におきましてはないものというふうに考えておりますし、苦情も現在ありませ

ん。

それから、4番目の工事などに伴い、測量し、地籍の確定を公図に反映すべき買収などには測量結果を使うが、公図の訂正をされていなくてもよいのかということでございますけれども、現地と公図が著しく異なるときには、法務局で登記を受け付けてもらえませんので、事前に地図訂正が行われます。また、地籍が公簿と著しく異なるときは、地籍更正が行われるために、工事に伴い、登記処理が行われるときには、公図等の訂正が行われるものというふうに考えております。

それから、地籍などの未処理の現状はというご質問でございますが、現在、市道認定されている箇所未処理につきましては、全体を把握することは困難でありますけれども、市道に隣接している民地などからの要望にこたえながら、隣接民地に影響を及ぼす箇所より、予算の範囲内で処理を進めているというものでございます。それから、市道認定箇所の未処理地域は数多くあると思っておりますけれども、すべての処理をするには相当な時間と費用を要すると思っておりますので、費用を軽減するためにも、また、今後、伊豆縦貫道の早期建設、それから大規模地震や大災害の早期復旧が可能となるよう、地籍調査も一つの手段と考えておりますけれども、現在の市の状況を考えますと、近々の事業実施は困難かというふうに思われます。

それから、6番目の地権者の定かでない土地の看板の設置を許可したことについてのご質問でございますけれども、この屋外広告物につきましては、案内板の設置基準に合致しておりますして許可しております。県の屋外広告物条例の第18条第1項第4号の「虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき」は許可の取り消しもありますが、該当するものではないというふうに考えております。申請者は、建てかえ以前の土地を、土地所有者より承諾をいただきまして申請したものでありますので、許可後に設置箇所が大幅に変わっているのご指摘がありまして調査をしているものであります。現時点では、その土地が国道の拡幅工事によりまして道路用地となっておりますけれども、二重登記があったため、登記されなかったものと判断しております。この問題につきましては、土地の所有者に二重登記の解決を依頼するとともに、土木事務所と協議しまして、未登記の解決を図ってまいります。

次が、未来の人づくりについての落合浄水場前、414号の護岸の張り出し工事の歩道の設置をというご質問でございますけれども、現在、下田土木事務所で稲生沢川護岸のかさ上げを施行しております。この工事は、歩道を設けるものではなくて、豪雨時の増水対策と聞いております。歩道の設置につきましては、地元の区長会等、地域の要望を聞きながら、また県の方へ働きかけるように考えております。

それから、箕作三差路の進捗状況というご質問でございますけれども、土木事務所の 方は 稲梓区長からの要望を受けまして、昨年の 11月 17日に、区長会長に対しまして調査を委託し、交差点改良案を作成するという旨、伝えております。その後、今年 1月 25日に、区長会長に対しまして作成した 4案を示しまして、協議した結果、区長会として、その中の 1案、松崎方面の歩道を狭めまして車道を広くし、右折車両の滞留帯を設ける案を推薦しておりますので、2月 20日の区長会で推薦されました案を、学校関係者、それから P T A、警察に説明し、同意を得ております。これにつきましては、土木事務所の方で事業実施に向けた予算要求を行っていくということであります。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 未来の人づくりの教育委員会関係の答弁をしたいと思います。

特別支援教育というもの、これは言葉として、まだなかなか広まっていないと思いますけれども、今まで特殊教育とか養護教育とかというふうにならざる言われてきたものですが、今年 1月より文部科学省が、近年の医学の進歩によって、L D、A D H D といって、いわゆる学習障害とか注意欠陥多動性障害、それから高機能自閉症という、こういうふうな生まれながらにして軽度の発達障害を持つ子供がいることが明らかになっています。これまでこのような子供は、どちらかというところ落ちつきのない困った子供として問題視されていたわけですが、こうした反省に立って、子供の障害を正しく理解し、個々に応じた支援を実現させていくことが特別支援教育だというような形で、正式に平成 19年度より実施されるということです。

下田市の現状としましては、大体、軽度発達障害を持つ子供は、学問的に全体の 6%ほどいるのではないかと、そういうふうな形ですと、単純な計算でいうと、下田市は 1,200名程度いますから、70名近くというような形ですが、これはあくまで数値的なことで、特別支援教育を推進する中で、そうであるだろうなというような子供が、実は十数名います。これは特定する、特定しないというのは大変難しい問題ですが、正式な医師の診断が必要なわけです。こうした子供の中には、席に着いて学習できず、落ちついて学習ができないという、はっきり言えば担任、受け持ちが大変苦慮している、そういう状態です。下田市では、平成 17年度、18年度、こうした傾向を持つ子供たちの巡回相談というような形で、先生方に専門家が巡回相談をしているという形です。そして、その専門家の具体的なアドバイスを受けながら、学校体制の中で子供の支援に当たり、非常に成果も上がって

るというような形が報告されています。

しかし、やはり学級担任が1人ですので、対応策はある程度こうだというふうに理解していても、子供が授業中に席を離れたり、パニック状態になったりするときには、ほかの子の授業というような形もありますもので、非常に苦慮しているわけですがけれども、幸い平成 18年度は県の特別支援教育充実事業というふうな形で、非常勤講師が支援員として、県内の小学校に1名配置されています。学級担任との複数体制で該当児童に対応できるために、個々の子供が安心して学習できる、こうしたやはり支援員を配置するということが非常に急務だというふうな形で、県の事業とともに下田市も今年、市単として、いろいろな形で充実させてもらっています。

下田市の対応としては、特別支援教育校内委員会の設置とか、巡回相談員による小・中学校への巡回相談、それから特別支援員の実際の配置、それから関連機関との連携というような形の中で、学校教育関係だけでなく保健所、福祉事務所そのほかの機関との連絡調整をします。それから、研修会の充実というような形の中でしています。

土屋議員のおっしゃられる適応教室との関連というような形ですがけれども、臨床心理士、専門家によると、不登校の原因の中で軽度発達障害という、それに近いというのも非常に多く見られるわけで、このことについて不登校適応教室の中に特別支援員というような形で配置するというのは、大変効果的だろうなというふうに思います。本年度もそういうふうな形で、国・県の支援員とともに市単の支援員もつける中で、充実した特別支援教育を進めていきたいというふうに思います。

なお、ゆとり教育で学力は大丈夫かというような形ですがけれども、なかなか学力というものをどうとらえるのかというふうなことについては、テストの点だとかそういうことではなくて、意欲、関心、態度なんだというような形の中、学力とはというふうな形で、国際的にも国内的にもいろいろ問題があるわけですがけれども、私自身はやはり学校教育活動の充実、授業の充実だというような形の中で、先生方はそれなりに授業を頑張っているなというふうに思います。

それから、幼稚園の再編のことについては、3年云々というような形ですがけれども、やはり基本的にはこういうふうな形で実施しようとするときには、非常に事前の説明とか、そういうような形の中の下準備が非常に大切だと。そういうようなことについては、ぜひ十分配慮していきたいというふうに思います。

なお、耐震については、ちょっと担当の方から答えさせていただきます。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 耐震の問題について報告させていただきます。

昨年10月に、市民課の防災担当の方で、施設全体の耐震性についての評価を実際にまとめていただきました。この中に、私ども学校教育課の方で管理します施設が16施設ございます。このランクが、1から3までの4ランクに分けていただいているわけですが、aというところでは、大変耐震性がすぐれていて、特に東海地震に対しても軽微な被害で済むと、こういうランクづけでございます。それから、bというのは、耐震性がよい建物ということで、倒壊の危険はないものけれども、ある程度の被害が想定される、こういうランクづけでございます。それから、cとしまして、耐震性がやや劣る、倒壊する危険性はないけれども、大きな被害が予想される、こういうランクづけであります。それから、dとしまして、耐震性が劣り、倒壊の危険がかなり大きいという施設のランクづけがございます。私どもが管理します施設は、aというトップのランクづけには該当しません。それからbという施設には、稲生沢小学校、下田小学校等7施設がランクされております。それからcの耐震性がやや劣る建物ということで、稲梓小学校、稲梓中学校等5施設がランクづけをいただいております。それから最も危険の考えられるランクづけのdでございますけれども、倒壊する危険性があるという施設には、幼稚園の施設（これは下田幼稚園を除いたすべての施設ですね、それから浜崎小学校の東館、これがランクcの位置づけになっております。これは、耐震力の数値ということで、通常1.0以上が耐震としてすぐれてよろしいと。それから0.7以下ですと、大変危険性があるというランクづけの数値ですが、例えば浜崎小学校ですと0.46ですとか、それから吉佐美の幼稚園は0.58、白浜が0.41、それから稲梓が0.23といったところです。それから稲生沢幼稚園についても、筋交いを側面に直ちに設けなければ危険だというような指摘を受けておるところでございます。

現在の第8次の教育環境整備計画は、なかなか財源的な手当てが思うようにいなくて、計上された計画もなかなか実施ができておらないというのが現状でございます。

ただ、そうはいいまして、平成19年度からは私どもの方で保育園の施設も管理を担当するようになります。万一のときには、自己防衛能力のない零歳児以下の子供を預かる担当部署としましては、一日も早い整備が実現できるように努めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） 市民の安心づくりの中での消防団活動について答弁させていただきます。

まず、平成 13年度に作成いたしました第 8 次消防施設整備 5 力年計画も、消防ポンプ車、積載ポンプ車、小型ポンプの整備を先送りし、各消防詰所の整備を中心にまいりました。この間、第 7 分団第 2 部の詰所、第 2 分団第 1 部の詰所、第 5 分団第 1 部、第 3 分団第 1 部、第 6 分団第 3 部、第 4 分団第 2 部と、最終年度に第 7 分団第 1 部の詰所の修繕、改修を進めてきたところであります。

来年度から始まります第 9 次消防施設整備 5 力年計画では、第 8 次計画で先送りした消防ポンプ車、積載ポンプ車、小型ポンプの更新整備を中心に据え、修正を加えながら詰所の修繕、改修を進めてまいります。

当初、第 9 次計画作成時、消防ポンプ車、積載ポンプ車、小型ポンプの耐用更新時期は 20 年をめどに検討しました。市の総合計画実施計画の中でも同様の認識でした。

しかしながら、各分団の日頃の保守点検整備により、性能的にも特に見劣りするものではなく、また昨今の財政的面も考慮した中で、平成 22 年度から順次更新していくことを実施計画の中で確認しております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 15 番。

15 番（土屋誠司君） それでは、再質問させていただきます。

まず、先ほどの廃家電リサイクル法後に許可が出てやったところは、そのとき 10 力所あると言いましたけれども、施行後に許可されたところはあるかというのはこの前も聞いたんですけども、わからないで、今も調査されていない。それは困りますよ。今、即刻調べてくださいよ、そんなことは。そういうことを聞いているんです。だから、法があって、その後出たことがおかしいということであって、それを調べて、ほかにあるかと。ほかにあつたら、それなりに理由はあると思うんですが、下田市だけだと思うんですよ。これは、すぐ調べていただきたいと思います。

それから、法によりますと、処分業の許可がないのにこれを出したということは、2 つの許可を出したその理由として、下田市において、一部の破碎処理とか何かは委託していますけれども、一般廃棄物の処分が順調に行われていると思うんですよ。だから、廃掃法の 7 条の 10 項にあるんですけども、その困難な理由をさっきから答えてもらっていませんけれども、その辺はどうなんでしょうか。

それで、廃棄物処理計画において、こういう処分業を出すということは想定されていなかったということは、もう計画にないということ、これはもう許可に値しないということですよ。許可というか、申請を受理できないということですよ。そういうので、これでやっちゃってよかったのかということ。

それから、いろいろなところで事務処理について言われていますけれども、公印の決裁がなくても、最終の市長の決裁印があればそれでいいのかということですね。途中を抜いて最後のところとか、それで、それについて公印使用台帳にはどう記載されているんですか。

さらに、この間、見せてもらったんですけども、申請するときの人と許可されている人と稟議書の名前が違ってきますね。それはどうなんですかね。そういうことを見ていると、何か事務処理というか、余りにもこんなことでもいいのかとか、それが非常に思いますので、その辺についてさらにお答えください。

それと、道路等の登記等の未処理はないと言いますが、最近のものはないと思うんですけども、かなり前はかなりあると思うんですよ。その辺はどうなのか。やはりそこだけやるには、非常に費用がかかってむだというか、費用対効果で、それは無理だと思います。それはわかりますけれども、ですから、自分が前から言っていますように、地籍調査事業によって、そういうところを適正に処理していかないと、その後、何か事業をやるときに、またそこで突っかかるわけですよ。ですから、「金がないでは」なくて、こういう事業を起こすときに、全部そこに当てはまらないかもしれないけれども、事業を起こすことにおいて、市の負担はわずか5%ですよ。市長のいろいろな政策はありますけれども、わずかな市の負担で、市のいろいろなそういう解決しないことが解決できるし、新たに事業を持ってこれるわけですよ。そういう施策をやってほしいから、これはいろいろな例を挙げて言っているんです。その辺をなぜわかってくれないのかなと思って、ただ金がないでは済まないとか、市をよくしていくには、こういうことが必要ではないですか。それでこういうことを聞いているんです。

また、この前の看板のところですけども、課長が丁寧に答えたんですけども、課長の言っているのは、自分はもう9月に指摘しているんですよ。そこは違うと言って、それを今年になってから、もとの地権者のところに行って承諾書をもって申請したって、それはもうでたらめも何もありませんよ。だから、こういうことをやっていいのかということを知っているんですよ。その看板がいい悪いではないんですよ。事務処理上、その大もとは県の土木事務所が平成8年に工事をやったときに、その土地については、看板があるところは土木が

買ったんですよ。それで、二重登記はそこではないところで、すぐ隣接地ですけれども、その場所は、土木の買収図面においては下田市所有になっているんですよ。ですけれども、この間、昨年12月になったら、それは個人所有だということになって、それによって所有ということがわかったもので、そことの境界がはっきりしないから、もとの土木事務所のところというのがわからないからそういうことになっているんです。そういうことをわかっていて、今年になって、もとの地権者へ行って承諾書をもって申請が出ているかという、申請の判こをもらいに市の職員が行っているでしょう。そういうことをやっていいのかということを行っているんですよ。

次の項目に行きまして、環境基本計画は膨大な金がかかるというんですけれども、だけれども、基本的なものはいろいろなすべての事業をやるのに、もとになると思うんですよ。ですから、それを構想だけでも、成果品ではなくて、市の中で企画行政をせっかくつくってもらったので、そこで原案というか方向性みたいなものをつくっておかないと、いろいろなところで差しさわりが出てくると思うんです。ぜひそれをやってほしい。

ただ、景観行政、それはそれでいいんですけれども、それと同時進行で、それをやるのだったらこれも、市の環境をどうしていくのかというのを、構想だけでもつくっていただきたい。できないのだったら、ぜひお願いします。

それから、下田の海はきれい、それは表面的にはきれいですよ。それはわかります。数値的にも、全国的にそういうやり方をしているから、数値的にはいいのはわかるけれども、海水浴シーズンは、流入河川においてはどぶ化していますよね。あれは非常に観光地としてよくない。だからそういうところを、前々から言ってます河川浄化の設備とか、方策もあると思うんですよ。本当はすべての排水処理ができればいいけれども、できるまでの間、そういうことをやってほしいということです。そういうことによって、観光、観光といったって、観光の冠をやったって、受け入れる素材というか、そこが汚れていては、そういうところを見た人はだんだん来なくなると思うんです。そういう基本的なところに行政が携わっていただきたいということから言っているものであります。ぜひその辺をお願いします。

それで、先ほど水産の振興に稚貝放流とか護岸とか、そういうのをやるのは産業振興で必要だと。その必要の大もとが、山とか表土が流れたり、雑排水、それによって海底がだめになっているんです。それは事実なんですよ。自分も見たことはないんですけれども、漁業者が言っていますよ。大体100メートルぐらいまでは、かなり昔いたものがいなくなっているとか、幾ら放流しても、それだけは多少は育つかもしれないけれども、それのもとになる海

草等が育たなかったら、みんなだめになるんですよ。新鮮な魚とかきれいな海を求めて来る人だって、そういうところが悪くなれば、全部だめになる。下田は半島の先ですから、自分たちが山の手入れをして雑排水をきれいにして流せば、ほかには比べ物にならないほどすばらしいところになると思うんですよ。ですから、基本的なところに市が携わってほしいということ、そういうことから、いろいろな方向から質問しているんですけども、それもわかってもらえないようで残念ですけども、ぜひその辺も考慮していただきたいと思います。

それから、下水道のことをさっきちょっと言ったんですけども、自分が言ったように、人口減があるといろいろな施策の中で言っていながら、12年度にさらに8分の1を増設したわけですよ。その増設分はほとんど使っていないですよ。それを使うに当たっては、増設と同時に接続率をもっと上げるというか、そういうことを表面上は言っているが、実際は上がってこないわけですよ。利用されないものに、また腐ってくるから直さなければならない。だから、人口減とか、そういうことの考慮が足りなかったのではないかということ。だから、ぜひ今後は、管渠をどんどん延ばすのではなくて、枝管を先にやって、接続率をもっと上げていただきたいと思います。要望しておきます。

それで、人づくりのところで、先ほどいろいろ丁寧に説明いただきましてありがとうございました。それ以外に、危険な園舎、去年発表されて、耐震性が劣り危険であるという指摘がされていて、財源がないから云々。それではなくて、3年間はやらないという、その3年間に何か事故があった場合には、どういう責任になるんですか。

それと、自分は、まず統合がなかったら、隣接の学校の空き校舎、それをぜひ活用して、危険がないようにしてほしいと思うんですよ、それができないのだったら。その辺はどうなのかということですよ。

それで、安全策の、稲生沢の護岸の天端に歩道をぜひやってほしいと思うので、あそこはほかに迂回路もないし、今までも何回も道路が冠水していますね。ですから、広げようがないし、あそこを歩いて渡る人とかそういうのが、ましてや高校生とかが通ると思うんですよ。その辺も、道路かさ上げ工事して、天端を張り出せばできると思うんですよ。下田市は今までいろいろなところで、県の工事は県の工事だと、それに対して細かい注文を余りつけていないと思うんですよ。例えばこの間、414が目金まで行きましたけれども、そのカーブでバス停があって危ないということで、工事後に歩道をつけてもらうことになったみたいですけども、そういうことだって、できてからではなくて当初から、県の計画とかが出たときに下田市も同時に見ていれば、そういうことはわかると思うんですよ。ですから、そうい

う例もあるから、歩道もぜひかさ上げに合わせて天端へつくっていただきたいということです。ぜひそれを県に要望して、ほかのところもそうですけれども、県工事は県工事でなく、市内にある県工事でも国の工事でも、下田市の土地の中ですから、それをいかによくするかをいろいろ検討してやってほしいということです。ぜひお願いします。

消防団のことですけれども、自分もいますけれども、特に見劣りするものではないとちょっとありました。市長に聞きますけれども、統廃合とかそういう計画がなかったら、屋根は穴があいている、柱はぶすぶすとか、建物が傾いているところもあるし、市長の近くの中の2の4ですか、あそこのところなんかは階段の下が腐って、もう危ないでしょう。そういう状態でいいのかということです。消防団は、いざというときにいろいろなところへ出動するのに、消防車が出られなかったり、それでは困るわけでしょう。そういうことは、それでいいのかということです。

それと、ポンプ車が、普通は20年ぐらいで下田では交換しているのだけれども、金がないから22年と延ばしていると。それが延ばした結果、いざというとき使えなくなったら、それはどうなるんですかね。その辺のことをお聞きしたい。

議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げますが、10分間休憩にしたいと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、15番、土屋誠司君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 新たな許可をしたというようなところは、全国にどれだけあるのかということなんですけれども、施行後、新たに許可をされたというようなことは、県に聞きましても、聞いておりません。聞いておりませんということは、新たに許可をされたところがあるのかというのは、ないのではなからうかということでございます。

そして、許可に当たって、困難ではなかったのではないかというようなことなんですけれども、下田市にとっては、やはり地域の利便性だとか民間活用を十分していきたいというた

めに許可をしたのだということでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 4点目の中で未決裁と、それから許可の関係、公印使用の関係でございます。これは、組織として決裁区分が守れなかったということに対しましては、適正な行政執行ができないということで、大変残念であり、遺憾であったかと思えます。

ただ、今、お手元に公開請求の資料が配られておりますとおり、見てみましても、やはり市長、助役の決裁がない中の書類がつづりの中にとじられていた。また、意識的に例えば市長や助役の欄に斜線で消されていたという事実ではなく、こういう形のものが書類の中に残っているということは、当時の担当者としてみれば、調査委員会で述べていますとおり、決裁を受けたということでしたということの答弁があったわけでございますが、それを裏づける資料であろうかと思えます。決して意識的に決裁をもらわなかったということではなからうかと思えます。

そうした中で、こういう決裁を受けないで許可を出したことは、これは許可無効ではないかという質問でございますが、これを見ていただいたとおり、我々内部の処理の状況でございまして、相手側、許可を受けた業者からしてみれば、公印が押された許可証が届いているわけございまして、これは有効ということで判断をしております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 幼稚園の統廃合について、やはり施設設備、耐震を含めて慎重に、かつ迅速に、いろいろなことを考えて検討していかなければならないし、また今度、課もこちらに来ましたので、そういうような形で進めていきたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 地籍の関係でございますけれども、何回も議会で議員の方からご質問がございまして、何で市長はおれの言うことがわかってくれないのかなということでございましたけれども、逆に私の方からも、何回もこの問題については答弁していますように、地籍の問題というのは簡単にゴーサインが出せないという判断をしております。県内で地籍調査に入っておるいろいろな方々から聞いてみても、やはり大変な事業で、取りかかったけれども途中で中断というところが多ございます。また、この賀茂郡の中にも、取り組んだけれども、結局、途中で大変で中断をしておる。こういうような状況下の中で、我々も、議員がおっしゃる市の5%の負担だから、金はかからないではないかというようなご指摘もありま

して、そういう中で担当部局、あるいは政策会議等で、この地籍の問題もちょっと相談したことがあったんですが、かかるお金が国の費用で大変できるのではなからうかということについても、それだけでは決してできません。やはり地籍調査に当たっては、市の職員を多分2人ぐらい専門的につけなければならぬということになりますと、市の職員を2人増員するというような形も考えなければならぬ。そういう費用負担が別に出てくるわけでありますので、やはり今の市の状況からいったら、まず最優先政策は何か、この辺からできる範囲内で取り組んでおいて、この地籍の問題がすぐ早急に取り組むべきであるというような判断には、市の方は至っていないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、環境の問題でございますけれども、やはり生活雑排水、それからいろいろなものが汚れの原因になっているのではないかなというようなことでございますけれども、やはり観光で生きる市とすれば、下田の海はきれいであるということは全面的に出さなければならぬと思えます。議員がおっしゃるように、汚れているのではないかなということを言われてしまいますと、やはりイメージという問題にもなりますし、それからよく柿崎の地区の方々からお話を聞きますと、「雨が降るたびに、おれのところがごみの集積地だよ。もう少し、市長、稲生沢川上流の人たちに、ごみを捨てないように言ってくれよ」と。あるいはアシですか、あれが枯れたときに、刈るのはいいんだけど、それを処分しないでそのまま乗っけておくから、雨が降るとみんなそれが流れてきて汚れてしまうと。

ですから、こういうお話を聞きますと、やはり市民のモラルというのが一番基本的に大事なのかなというふうに思います。やはり地域の方々が、しっかりそういうことを認識しながら、今でもたまに生ごみを袋に入れたまま稲生沢川へぼんと投げる人を見かけることがありますよ。やはりこの辺から、しっかり市民の方々が認識をしていくことが、まず基本的のかなというふうには思っております。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 屋外広告物の関係でございますけれども、これにつきましては、過去の設置状況を調査しまして、当初設置されました看板の承諾を得ておりました所有者から承諾を得るために、土地の所有者への説明が必要だということで、市の職員が同行して説明したというものでありまして、この問題の解決につきましては、とにかく二重登記と、それから境界確定、これを解決しなければなりませんので、地権者並びに土木事務所の方と協議しまして進めてまいりたいというふうに考えております。

もう1点ですけれども、例の稲生沢川の国道 414につきましては、今現在は豪雨時の増水対策というふうに聞いておりますので、議員、いろいろおっしゃいましたけれども、区長会、それから地元等も含めて要望を聞きながら、またこれは働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 答弁漏れもあります。

まず、先ほどの助役の答弁がありましたけれども、廃棄物処理計画にも想定されていないということは、許可を出すことがもう法律上できないわけですよ。それを出したことで、二重にミスをしているわけですよ。それでいいのかということですよ。

それから、先ほど答弁がなかったんですけれども、地積とかが変わって、例えばうちを建てたときは、税務課なんかで課税しますよね。そういう場合において、非課税となったとき、先ほどの建設課の問題のところ、そこはその工事によって、その時点から非課税になっているんですよ。その非課税が、地権者には通知がなく、知らないわけ。だから、そういう非課税になったときには、どうするんですかね。10年たってから、この問題が出てわかってきたわけですよ。その辺について伺います。

それで、先ほど教育長が言われた耐震性が劣るもの、検討するではなくて、将来、3年間だったら、危ないから、学校校舎を使って統合はしないでいくとか、その対策を今立てなかったから、今すぐにいつでもあるかわからないというときにおいて、いまだにそんなことをやっているんですか。ぜひ、これは早急な対応をしていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） その処分業の許可を出したこと自体が、それでよかったのかということですが、これは調査委員会の中でも調査報告をしっかりと記載してございまして、今現時点というよりも、7年にあの施設ができた段階、また審議会等々の答申から、先ほど課長も述べましたように、市民の利便性とか、それから民間の活用とか、そういう状況の中で、これは許可を出そうということで決定したものでございます。

その前に、これも調査委員会の報告の中にしっかり記載してございますけれども、再生利用個別指定業指定証というのものも、既に58年に出されてございまして、一部、再生できるものについての処分は許可を与えていたわけでございます。そういう旧法の取り扱いも含めて、当時、そういう決断をしたものというふうに報告もさせていただいているものでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高 橋正史君） 議員のおっしゃられるとおり、幼稚園の再編のほか、耐震を重く受けとめながら、早急に検討していきたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 言い忘れたんですけれども、先ほど建設課長が、区長会等の要望があってからそういうことは県に言うていくではなくて、下田市として、そういう危険とか何かいろいろな情報があったら、独自にやってくださいよ。何でも区長会とか何か、そういうところに振る、審議会にもいろいろなものを振って、そこから答申があってそのとおり出すとか、そうではなくて、下田市としていろいろ見ているわけでしょう。危険とか、外からのいろいろな調査とか、こういうことがあるよと言ったら、市で独自にそれを判断しなければならぬと思うんですよ。なぜ区長会なんですか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 今のご質問につきましては、下田市として独自で判断して、県の方なり、あるいは何なりということでございますけれども、市だけで判断、市だけであししてくれ、こうしてくれということもありますでしょうし、やはり地域の中に入って、地域の要望もあるでしょうし、そういったものを含めて今後はやっていきたいというふうに思っております。

議長（森 温繁君） これをもって、15番、土屋誠司君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番。1つ、国民健康保険税及び介護保険料の引き下げについて。2つ、幼稚園、保育所等の施設の耐震について。3つ、違法な行政執行について。4つ、産業廃棄物の許可申請にかかわる訴訟問題について。5つ、教育基本法の改正と学校現場における「君が代、日の丸」の強制について教育長の見解を問う。

以上5件について、10番、小林弘次君。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） ただいま議長から紹介されました5件につきまして、市当局、市長のご見解を問うものでございます。

まず、私は、昭和42年、最後の町時代の選挙に立候補させていただき、当選以来10期40年間、大勢の市民の皆さんのご支援をいただきまして、議席を全う、務めさせていただきました。この本席をかりまして、支援をいただいた大勢の市民の皆さん、そしてご指導、ご鞭撻をいただきました同僚議員の皆さん、そして市職員の皆さんに、ここで感謝を申し上げるも

のでございます。さてそこで、今回の質問をもって、自分は長い議会活動を閉じるわけですが、最後の一般質問を務めさせていただきます。

まず、1点目でございますが、平成 19年度の当初に当たりまして、自民・公明の連立政権の地方税法の改正によりまして、これまで高齢者にあった控除を削減し、さらに低所得者に対する市税の税率負担の増大、逆に高額所得者には税率の減少、こういうことで、今、少子・高齢化の中で、多くの市民の中で高齢者世帯に対する重税が重くのしかかっているわけでございます。あわせて、市民の過半数の世帯並びに人口の半数の人たちが加入している国民健康保険税も、恐らく所得の1割以上の重い課税をさせられているわけでございます。

一方、介護保険におきましても、平成 18年度の当初において、18、19、20年の3カ年の介護の所要額を推計して、これまでの月額平均 2,600円を3,200円に引き上げたわけでございます。

今、下田市は、国の好況とは裏腹に、市民生活は圧迫され、多大な税金負担、あるいは国保税の負担に耐えかねて、消費は大きく落ち込み、市民経済全体が大きな落ち込みになっているわけです。こういう中で国保会計の実情を見ますと、市税に対する徴収率が現年で97%余に及んでいるにもかかわらず、国保税は何と90%台にとどまっている。世帯数でいえば、約1,500世帯の人たちが滞納している、滞納せざるを得ない。いわば85%の世帯で全体の国保会計の負担をしている。15%の世帯が税金を納めない。85%の人たちで、その納めない人たちの分まで負担している、こういう実情があるわけでございます。

しかし、国保会計そのものは、昨年が9,000万円、本年度は、この本会議、3月議会冒頭で私の質問に健康増進課長は、18年度は1億円近くの黒字を生ずると。多大な10%以上の滞納があるにもかかわらず、会計は逆に昨年9,000万円、今年1億円と膨大な黒字を生じているわけでございます。この運営を改善していくことが、市民生活を守る上で極めて大事であるわけです。

石井市長は、就任以来、観光立市を唱えておりますが、観光立市にするための具体策は、余り聞いたことはございません。市政は、昔から治山治水、あるいは市民の暮らしと健康を守る、これが市政の最も大きな目的だと言われております。そういった中で、今私が申し上げましたような実情からしまして、国保税は1世帯当たり1万円から2万円の減額をして、市民の理解を得ながら、市税並みの97%近くの納税をしていただく。それによって、加入者全体で事業を支えるという、いわゆる共済の理念と、こういったものをさせるべきであると思います。この点について、端的に市長の見解をお伺いするものです。

介護保険につきましても、現実には、私たちは当時、この 3,200円に対して 2,800円にすべきだと、増田榮策議員、そして土屋誠司議員、沢登英信議員と 4 人で、議員提案で提案したわけですが、多数の議員はそれを否定し、否決し、当局の 3,200円になったわけです。ところが、実態は、ご承知のように、18年度やってみても、これは 15%から 20%も安くしてもこの運営ができるという、この実態を示しているものでございます。

したがって、介護保険につきましても、介護保険全体として月額 5,000円近くの引き下げが可能であると思いますが、これを実現する意向がないかどうか、市長にお伺いするものでございます。

次に、学校教育施設の耐震性のことにつきましては、私は前からこの問題について、一般質問や議会の予算審議等におきまして、常にこの問題をとらえてまいりました。とりわけ、稲生沢中学校の技術棟、あるいは浜崎小学校の古い施設、東館の校舎、この耐震性が悪いことについて指摘し、市当局もこの指摘を受け入れて、先年、稲生沢中学校の技術棟は改築され、安全を保たれたわけでございます。

阪神大震災から今年で 12年、阪神大震災のあの震災の教訓は、6,400人をも超えるとうとい犠牲があったわけです。この犠牲は大方が、倒壊した家屋、施設による犠牲であるわけでございます。

下田市は、午後 2 時半から 45分でしょうか、下校時の子供たちの安全を守るために、市民の協力を同報無線で呼びかけているものでございます。地震は、いずれ予知されれば問題はないわけですが、突然やってくるわけです。先ほどの土屋誠司議員の質問に対して、当局は、とりわけ幼稚園においては、下田幼稚園を除くすべての幼稚園の施設が、予想される東海地震の被害想定の中で、倒壊の危険性が極めて高いということを答弁しております。しかし、それに対する対策はございませんという答弁です。また、私は保育所につきましても、下田保育所、あるいは須崎保育所以外の他の 4 園は、幼稚園の施設と同じように、想定される東海地震の震度 6 内外で倒壊の危険性が極めて高いと思うわけ です。

私は、先ほど申し上げましたように、市政の根本の目標の市民の生命、暮らしを守っていく、とりわけ将来を担う子供たちの安全を守る、これは緊急の課題だと思うわけです。幼稚園、保育所の施設の耐震補強、これは何をさておいても実行しなければならない課題だと思うんです。

しかし、過日表明された市長の施政方針演説の中には、このことに対するくぐりは一言もございません。私は、幼稚園あるいは保育所の耐震補強についての補強計画、あるいは補強

の実施設計その他というものさえ持ち合わせているのかどうなのか疑うものであります が、補強計画、あるいは実施設計等ございましたら、明らかにしていただきたいと思えます。私が質問している緊急の課題だということについての質問と、その緊急の課題にこたえるための事務上の体制はできているかどうか、この点についてお伺いするものでございます。

次に3点目に、市の政治、国の政治、県の政治は、ことごとく執行者の個人的な好悪の判断で行われているものではございません。ことごとくルールに基づいて、市政、県政、国政は執行される。俗に言うところの法治主義です。国政においては、三権分立がこの原則であり、地方自治体においては、住民主権の擁護のために議会の選出があり、そして執行権者としての市長という、審議権と執行権、このもの2つを明確に区分し、同時に住民の直接請求権も認めている、こういう仕組みであります。ことごとく法律に基づいて執行される。このルールを逸脱して執行されたものについては、時にはその執行は無効であり、そしてそれは住民や議会の指摘によって、執行権者である市長はそれを訂正していく、これが議会と当局とのルールであります。

その点につきましてお伺いするものでございますが、昨年の3月議会におきまして、私は下田市の下水道事業が、実は平成4年から供用開始したわけでございますが、実際に始まったのは昭和48年、30年余の歳月をかけて下水道の整備が行われました。

しかし、投下された資本、あるいは投下した仕事、これは膨大なものがあるわけです。この事業を執行していくに当たりまして、石井市長在籍期間、約10年間におきまして、下水道に対して一般会計からの自主財源 自主財源というのは、ご承知のように市税その他を中心とするものです。この自主財源から、実に60億円を超えるお金が下水道事業の赤字というか、財政に繰り出されているわけでございます。本年度は7億円を超えて、市税から直接出している。

したがって、市長は、「下田市の財政は危機的な状況である。市民のご協力を」、あるいは「お金がないから市民の要望にはこたえられない」、こういうことを口を開けば言うわけですが、しかし、この財政の打開をどうするのかということについて言えば、私は下水道事業の根本的な改善、抜本的な改革がぜひ必要だというのは、先ほど申し上げました事情からであります。

それを拒んでいるのは、私の積算では、下水道への接続率が大体60%から70%近くになれば、下水道の経常的な経費は下水道の使用料によって賄われるわけでございます。ところが、現実には、先ほどの土屋誠司議員の質問に答えた50%内外で低迷しているわけです。

昨年3月、下水道の市民の接続をぜひ図っていただくためにも、下田市として法律に基づいて下水道法で義務づけられている施設の下水道の接続を進めるべきであると、こういう指摘をしたところ、「老朽の施設ですから、法律に違反してもしません」と。この姿勢が、この下水道の実情、下田市の姿勢をあらわしていると思います。

まず、市長にお伺いします。

下水道法に違反して、接続を義務づけられているにもかかわらず、相変わらず違法な状態を続けているこの責任についてどう考えるか、第1点、お伺いします。

第2点目は、廃棄物処理の問題でございます。

昨年12月議会におきまして、市長、助役は、下田市の廃棄物の処理に関連しまして、家電リサイクル法で定められた処理基準に反して処理が行われたことに対して、市長が2カ月、助役が1カ月、10分の1の減俸をもって責任をとるという、こういう条例案が議会に提案されました。そして、そのときに、下田市の廃棄物行政におけるさまざまな問題点が浮上し、市当局は議会の指摘にこたえて、助役をキャップとして廃棄物問題の調査委員会を設置し、2月には中間の報告が議会になされました。この報告書は議会に報告され、質疑も行われたわけでございます。

報告書の概要は、1つは、指摘された廃家電の違法な処理については、テレビにおけるブラウン管、あるいは前面ガラスの有害物質が、下田市の廃ガラス等に含まれて埋め立て処分がなされたということ。2点目は、違法に処理された冷蔵庫等の断熱ウレタン等も配管も、下田市の焼却施設で焼却されたという議会の指摘。さらにもう一つは、下田市の処分業の許可に当たって、粗大ごみの処理について料金が、下田市の受け入れが20円、業者の受け入れが30円、これは廃掃法に違反するという指摘に対して、助役の調査報告は、そのとおり違法な措置であるという報告であり、この違法の是正のためには、下田市のこの条例を20円から30円にしようかと、こういうふうな内容のものでございました。さらに、3点目については、委託業者等の施設その他についての立ち入りを今後も進めていくという、こういうものであり、さらに今後、ここであらわれた下田市の廃棄物の処理をめぐる霧のようなものに覆われたこの実情を、今後も市民の前に明らかにするために、助役をトップとする調査特別委員会は活動を続けると、こういう内容のものでございました。

そこで、市長にお伺いします。

本日、議長の許可を受けまして、4枚の貴著、この稟議書、あるいは業者の申請書、そして下田市長名義で出された許可証、この資料を配付させていただきました。不正に入手した

ものではなく、正当な市の情報公開条例に基づきまして、私たちの仲間があれされたものでございます。

市長、よく見ていただきたいと思います。助役のさきの土屋誠司議員に対する答弁の中で、平成 13年 8月 9日に提出されたこの業者からの一般廃棄物処理業の許可申請に対して、日付はありませんが、8月に許可していいかという稟議書が出され、9月に入って直ちに許可証が出されているわけでございます。まず、申請が8月9日に出されて、8月中に許可していいかどうかという稟議書が出される。この素早い対応というのは、異例中の異例なわけです。この素早い対応をした背景は、土屋誠司議員の質問の中にもありましたが、恐らく市内か地元選出の県議が仲立ちして出した県からの通知と、取扱注意なる文書が大きな位置を示していると思いますが、まず質問の第1点は、市長、助役はこの廃棄物の処理業の許可申請に対して、この文書を見る限り決裁をしていないけれども、間違い許可申請についての決裁は行ったのに行っていないのか、第1点、お伺いします。文書を見る限りは、決裁はしていない。したがって、決裁しているかしていないか、いつ決裁したのか、この点、第1点、お伺いします。

第2点目は、仮に決裁をしているとするならば、自らの調査結果において 30円の粗大ごみの手数料を取ることの違法性を認めているわけでございますが、この許可申請において、既に廃家電、冷蔵庫は幾ら、洗濯機は幾ら、そしてエアコン等は幾らか、こういうことの中に、粗大ごみは30円でやりますよということを申請書に出してあるわけです。この時点で決裁をしているとするならば、下田市長は違法な処理料金を業者に認めるという違法行為を行っているわけでございます。この点についての実態は、どうお考えになっているのかお伺いするものでございます。

また、この調査の中で報告をされましたが、下田市の粗大ごみの処理委託については、1つは、1キロ当たり 30円の委託料金は、業者さんとの厳しい減価償却等のぎりぎりの線でお願している。ただし、運搬料として、キロ当たり 25円、トン当たり 2万 5,000円ということであったわけです。

私は、下田市のこのさまざまな建設事業、あるいはその他の運送経費というものについて、それなりの勉強をしておりますが、それぞれの条件によって違いますが、大体、建設関係の廃材、あるいはコンクリート廃材等のトン当たりの 要するにこれは容積でございます。積算は、400円から 1,500円というものが相場であります。

ところが、下田市の委託における運搬経費、トン 2万 5,000円、この積算というのはどう

いう根拠によるか、この点のことについてどうなっているのか、これをお伺いするものでございます。

また、リサイクルの分別収集に絡んで、報告書にもありますが、新聞・雑誌等の処理委託、キロ当たり3円の委託料、近隣の町村、特に東伊豆町等を同僚の議員が調査していただきましたが、大体これは有償でやっている。PTAその他の廃品回収も、新聞紙その他は有償で廃品回収をして業者に受け取っていただく。この逆有償、さらにごみ処理の、要するに新聞紙等における3円の根拠はいかなるものであるかお伺いするものでございます。

時間もございませんが、次に、あずさ山の家、この指定管理にかかわることにつきまして、9月議会におきまして、私は市長に、市の条例並びに指定管理者との基本協定に反することを市は認めているのではないのかと、こういう指摘をしました。その内容は、1つは、市の条例で定められた、いわゆる自炊で市外4,000円、市内3,500円のこの宿泊料金というものに反しているということ。次に、条例に定められた厨房施設等が使えなくなっているということ。さらに、公の施設の中に個人の所有する施設、私権を設定できる施設が建設され、それを容認しているという、この3点につきまして、市がそういうことを容認していることは違法ではないのかということをお伺いしました。この点についての見解をお伺いするものであります。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 静粛にしてください。

10番（小林弘次君） 欣一郎さん、何でしょうか。

議長（森 温繁君） いいですよ、続けてください。

10番（小林弘次君） 議長、言っていますか。

議長（森 温繁君） 今、静止しましたから、続けてください。

10番（小林弘次君） 欣一郎さんから……。

議長（森 温繁君） いや、静止させましたから。

10番（小林弘次君） では、次に、私は20年近く産業廃棄物処分場における問題に取り組んでまいりました。この産業廃棄物処分場問題は、まさに暴力と利権、やみの世界でした。これを切り裂くために、住民の皆さんと協働し、戦ってまいりました。

今回、昨年6月、これまでの業者が県に許可申請を出したことに對し、市当局、議会、住民一体となって、この下田市の環境を守り、ヒノキ沢林道沿線の環境を守るために、許可しないようにということに對して運動を進めてまいりました。

このことにつきまして、市長並びに環境対策課長が、当該する申請を出した業者から裁判をかけられた。1,000万円の名誉毀損の民事訴訟を受けられた。これが議会全員協議会に諮られたときに、私は、市の業務を執行するに当たって行ったことであり、市としてこれに対応すべきだということを言った。多くの議員はそれに賛成し、市当局もそれに従うということであったわけですが、現在それがどうなっているかお伺いします。

最後に、戦後60年、あの戦前の暗黒の支配の政治から、平和と民主主義、基本的な人権を基調とする戦後の改革が行われたわけでございます。その改革の大きな柱は、やはり教育基本法であったと思います。教育基本法の理念は、平和と民主教育、基本的人権の擁護、国家権力と宗教に支配されない、そういう教育というものを確立するという、これが教育基本法の理念だったと思います。

ところが、今年度、自民党、公明党の多数で、民主党やその他の野党の反対を押し切って、この教育基本法が改正されました。時の権力に迎合するような教育行政になってはならないと思います。

教育長にお伺いします。教育基本法の改正に対して、教育長としての所見をお伺いするものです。

同時に、信念、良心の自由に反する日の丸や君が代への強制ということについては、多くの学者や国民の間からも批判があるわけです。教育現場におけるところの日の丸、君が代の強制というものは、本市においてはどうなっているのか。そして、教育長のこれに対するご見解をお伺いするものです。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

議長（森 温繁君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11時 58分休憩

午後 1時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、1番、小林弘次君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初のご質問でございました国民健康保険、それから介護保険料の引き下げということでのご提案でございました。議員の方からは、国保の方は1世帯当たり1

万円から2万円、それから介護の方は1人当たり5,000円ぐらい引き下げが可能ではないかということのご質問でございました。これにつきましては、過去の値上げの時期の見解等を踏まえまして、確かに現状、18年度におきましては、大きな医療問題が出てまいりませんでした。特に、長期の入院患者等が減少しておる、それからインフルエンザもはやらなかったおかげで、そういう医療費が減少したということもあろうかと思えますし、それから医療報酬が約3.2%ぐらい削減になった。こういう問題点がありまして、少し繰越金が出るわけにありますけれども、しかしながら、過去の国保会計等の推移を見ておりますと、いつどのような状況で一般会計から繰り出しをしなければならないという問題がある中で、やはりこういう繰越金等が出る場合であれば、将来のために基金の積み増しを行っていくべきであろうというふうに考えております。単に下げれば、また何かの事態ですぐ値上げという問題になってきまして、それに対応する施策が必要になってきます。私自身は、現状では国保、それから介護の保険料の引き下げについては、考えておりません。

また、現状の細かい数字等につきましては、また担当の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

それから、違法な行政執行というような関連の中で、まず下水道の接続に関する違法性、市長の見解ということでございまして、多分、議員がおっしゃっているのは、古くに建てられました市営住宅等の下水道の接続ということではなかったのかなというふうに思いますが、この中では、昭和25年に建築されました柳原住宅、27年と3年のうつぎ原住宅がございますけれども、現状、この市営住宅につきましては、大変古い施設でありますので、例えば簡易くみ取りの外式トイレとか、当然、水洗化になっていないトイレということを考えますと、現状の問題点の中で、先々いけば、空きが出れば廃止をしようという考え方がある住宅でございますので、この辺に現状、財政状況を考えますと、むだな投資ができないという見解がどうしても先になってまいります。このことにつきましては、後送りせざるを得ないという、接続の問題につきましては、そういう見解で取り組んでいるところでございます。

一般廃棄物問題につきましては、今日、資料が提供されました。この公開されました文書の中で、平成13年度の稟議に市長、助役の決裁がされていないと。これについての考え方はどうなのか、あるいはいつ決裁をしたのかというご質問でございましたが、実は、この稟議につきましては、先般の調査委員会の中で事実が判明して、私どもが議論した部分でございます。一応、追認ということも考えたのですが、もう既にこの稟議が発行されてから5年半ぐらいたっているものでございますので、その間、2度ばかりまた更新もされておるとい

で、議論の中でも認めざるを得ないという形で、後から判を押すのはおかしいのではないかとというような議論も出まして、いろいろそういう問題の中で、一応、追認というような形をさせていただいたものでございます。

それから、あずさ山の家いろいろな問題点につきまして、細かくご質問が出ましたが、これは担当の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高 橋正史君） 5番目の教育長の見解というふうな形の中でお答えさせてもらいます。

小林議員は、昭和42年からずっと議員活動をしている。実は、私も4年から学校教員生活を始めまして、全く時を同じくして、ただ、私は3年間で、学校現場で働かせてもらいまして、今、末端の教育行政の中で、わずか5年にまだ満たないというふうな中で、私自身としては、やはり教育者というか、教員として云々というようなことも含めて、現在の私なりの見解を示させてもらいたいというふうに思います。

やはり今、社会の改善を進めようとする中での緊急課題が教育問題で、その中でも最重要課題が教育基本法の改正にあるという考え方には、若干の疑問を感じます。さらに、この社会がおかしくなってきた原因の第一が、教育、学校の荒廃だという考え方にも、少々納得がいかないわけです。

ただ、だからといって、今の教育や学校や先生も含めて、少しも問題がないというふうには毛頭思っておりません。教育基本法の改正が、昨年末、行われましたが、愛国心とか公共心、家庭教育など議論がまだまだ続いているというふうに思います。

教育基本法は、理念法であります。今後、関連法規とか学習指導要領などが、順次改定されていくというふうに思います。

でも、その一方では、やはり子供を取り巻く環境も大きく変化するとともに、さまざまな問題が深刻化していくことも事実だというふうに思います。正直、学校現場の先生方には、個々においても若干の不安や戸惑うこともあると思います。

でも、学校現場においては、常に目の前の子供たちのことを大前提に、日々の子供たちのあらわれに対してきめ細かな指導に努めており、教育委員会としても、今後とも学校を全面的に支援していきたいというふうに思っています。

また、今後のさまざまな改正の動向には十分留意しつつ、地域、保護者の要望にこたえられるよう、下田市の教育として、できる範囲での改善を図りながら、教育の質の向上という

いろな問題の解決に努めていきたいというふうに考えています。

下田市内の11の小・中学校での入学式、卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱については、混乱とか問題については報告は受けておらず、予定どおり行われているんだなというふうに考えています。

日の丸・君が代、国旗・国歌については、確かに歴史的な背景等、所々の考えがあることは否定できないというふうに思いますが、一方、やはり国民の中に広く定着しつつあることも確かだなというふうに思います。

学校現場についての教育の基本、根本は、やはり現実に子供たちと面と向かい合っている、実践している先生方の現場発想だなというふうに私はいつも思っています。一人一人の先生方、学校としての考えを大切にしながら、かつ、式のあり方、ねらいを十分押さえて、活動を実践されるべきだなと考えます。国旗・国歌については、やはりやらせるとか命令するといったことには多少なじまないなと、私はそういう見解を持っています。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 国民健康保険の引き下げについてということで ございますが、今回の18年度については、この間の議会のときにも報告しましたけれども、国民健康保険の療養給付費が下がっているということをお伝えしました。例えば、14年度が9億5,000万円、15年度が1億3,000万円、16年度が1億5,900万円、17年度が12億4,600万円と、右肩上がりですと伸びてまいりました。今年度、現在のところ約9億8,800万円で約10億円でございます。あと1月と2月がございまして、平均1億円としますと、大体12億円ぐらいでおさまるのではないかなというふうな形で、前年度より下がった国民健康保険というのは、余りなかったのではないかと。この好機をぜひ生かして、現在79万円しかない基金、少しでもこの基金に積み立てて、財政の安定基盤を確保して、きちきちな国保運営をもう少し安定したものにさせていただきたいというふうに思います。医療費が下がれば、所得、資産、均等、平等、これらの税率も下がるということを、市民にぜひわかるようにというか、医療費が下がればこういうふうになるということを示したいなというふうに私は思います。

それから、介護保険でございます。介護保険も前回報告したように、基本計画の18億円に対して16億円ちょっとぐらいでいくのではないかなというふうに思っていますけれども、それについても、やはり基金を取り崩して、今、引き下げを3,200円という形でしていますので、その取り崩しがちょっと少なくなりますけれども、その辺でご勘弁を願いたいという

ふうに思います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 教育施設の耐震性の実現に向けて、どのようなスケジュールを組んでいるのかというご質問だったかと思えます。

耐震の診断は、既に全施設、行っている ところでございます。それから順としましては、その次に補強の計画、それから実施の設計、それから工事着手と、こんな順で予定が組めるわけでございますけれども、今現在、補強計画が行われておりますのは、先ほどランク に位置づけられた、下田幼稚園を除いた幼稚園の施設と、それから浜崎小学校の東館があるわけでございますけれども、このうちの稲梓幼稚園については、平成 16年に既に補強計画を実施しておりますので、この辺を足がかりにして、より具体的な対応をしていくべきかなと、このように考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 保育所施設の耐震化につきまして、緊急課題であって、何はさておき対応すべき課題であるというご指摘でございます。

ご指摘のとおり、過去の議会答弁の中におきましても、耐震化ができていたのが下田保育所と須崎の保育所2園でございまして、その他の園におきましては、改修し、補強を要するという形で診断がされております。

診断の内容につきましては、昨年 10月に市有建物耐震性能リストとして公表されているところでございますが、下田第3保育所におきましては築 33年、白浜保育所は築 45年、大賀茂、築 29年、柿崎、築 38年ということで、非常に老朽化が進んでおりまして、入所している児童はもとより、現場で働いている職員につきましても、非常に大きなリスクを背負いながら業務に従事しているところでございまして、胸中、苦渋に満ちる状態でございます。

しかしながら、諸般の事情によりまして、なかなか着手できない状況にございまして、平成 19年度におきましては、保育所と幼稚園の窓口一本化がございまして、これが一本化した後に、幼稚園、保育所の今後のあり方につきまして再編整備を含めて検討していく中で、耐震化の問題につきましても、十分検討を加えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

産業振興課長（土屋孝一君） 産業振興課でございます。

あずさ山の家の関連で、3件ほどあったかと思えます。利用料金の問題と炊飯施設の関係、鍊成場の関係があったかと思えます。

使用料金につきましてですけれども、山の家の利用料金につきましては、条例上の 4,000円と自主事業料金を含めた利用料金をわかりやすく明示するよう現在も指導しておりまして、現在、パンフレットにはその料金について、別々に記載されております。また、これまでの間、助役も答えておりますけれども、指定管理者制度ということで民間に運営をお願いするに当たりましては、既存の施設をさらに有効に活用するということの中で、ある程度利益が追求されるのは、指定管理者制度の根幹でもあろうかと思えます。

そのような中で、経営上、自主事業の2食の食事付きの料金を、今回宣伝しているものでございます。また、この料金については、規則により、利用者が入館時または退館時に利用申請書を書くこととなりますけれども、この時点でも利用者に対しまして、条例上の4,000円と自主事業による2食分の1,775円を十分説明するよう、案内を徹底させているところでございます。現在まで、この件に対して、トラブルも一応報告されておりません。完璧とは言えませんが、担当課もこのような形で指導等、努力しているところでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思えます。

2点目の炊飯施設の関係でございますけれども、9月議会でも小林議員も言われますように、あくまで農村体験宿泊施設ということで、自分たちが耕作をしたり収穫をしたり、また近くの売店等から購入をして、そういう形で調理するのが体験施設だということは十分承知してございます。しかしながら、これまでも何とか食事の提供ができないかということについて、前々からの強い要望があったわけでございます。そうした経過の中で、今回、指定管理者が旅館業の許可申請に当たりまして、自主事業としてのグループ内の仕出し部門の食材による食事提供について、調理済みの食材であっても、厨房において温めたり盛りつけること等、こういうことを行うこと自体、材料を扱うこと自体が飲食業許可の対象となりましたことから、今回、厨房の利用が制限されたものでございます。

この問題に対しまして、いろいろ議論した中で、それにかわるべき施設として、屋外に炊飯施設があります。これらの設備改修を行い、いつでも自炊体験ができる体制にすることが必要であるということで、これらの設備改修に対して、整備を今回されたものでございます。

また、食材の持ち込みにつきましては、食品衛生上の食中毒等の対応のために、生鮮につ

いては持ち込みが制限されております。しかしながら、利用する方々が希望すれば、これは自由に持ち込みはできませんけれども、指定管理者の方で用意をすることになっております。そして、屋外の炊飯施設で十分調理ができる状況が現在整っております。そしてまた、食品衛生上の問題から、冷蔵庫等もありましたのですけれども、これにつきましても各室に整備をしておる状況でございます。また、食堂部分に関しましては、現在、管理上、無制限というわけではございませんけれども、特に利用者を制限していることはございませんので、現在、宿泊利用者も自由に活用しております。

それと、錬成場の件につきましては、これまでも述べておりますけれども、山の家の有効利用を図る上での事業展開上、必要な施設と理解できることや、効果的な事業展開により地域の活性化が期待できるとの観点から、政策会議での検討や縣市町村行政室の見解を得まして承認したものでございます。

また、当施設において、現在、指定管理者が行っております自主事業は、指定管理者の応募時点から提出されている自主事業計画でありまして、この自主事業計画につきましては、平成17年度末に承認し、現在実施されているものでございます。

なお、この施設につきまして、9月議会における沢登議員の願いとして、また建設常任委員会の方からの要望事項といたしまして、指定管理者が錬成場を無償で市に譲渡する方法、これにつきまして市は進めていく気はないかということに対しまして、一応、助役からの回答といたしまして、「明確な回答はできないけれども、その旨で努力をしていきたい」という答弁をしております。これによりまして、9月議会終了後、指定管理者と現在まで協議を行ってまいりました。その結果、錬成場につきましては、市に寄贈するというものの了承を現在得られております。

しかしながら、この受納に当たりましては、現在、指定管理者による陶芸教室等の自主事業が実際に行われております。こういう関係から、受納後の一般的な利用が制限されてくる形になりますので、その辺の整合性を持って条例上も整備しなければならないということから、その点の整理がなされた段階で受納していく、そういう方針でございます。

以上3点でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 運搬賃の2万5,000円についてですけれども、標準的なドラガリはございません。ただ、粗大ごみもいろいろ種類がありまして、いろいろな物を一緒に積みますから、効率も悪く、標準的な単価を積算することはできないです。よって、見積

もりによらざるを得ないのが実情でございます。

それと、雑誌、新聞、段ボールについての3円の逆有償というようになっていますが、これは市内業者数社より見積もりをとっております。これについては、下田市にそういう処分をするところがないもので、東海道筋まで運搬をしておりますので、その運搬賃も中に含まれているのが実情でございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 一般廃棄物の件における20円と30円の違法性についてどう考えるかという質問でございますが、これも調査報告書の中で報告をしておりますが、市民から取って下田市へ持っていったら20円、会社側へ持っていったら30円ということで、これは条例的に違法性があるということでの見解を報告させていただいております。

いろいろ経過があったかと思えます。当時、委託の段階で30円という破碎処理を定めておりました。そういう関係から、許可の段階で市民が持ち込んで30円、これは処分費だよと。20円、市へ持ってくる場合は持ち込み手数料だと、そういう見解も一時期あったということで、その30円の違いがあったかと思えます。

しかしながら、今言いましたように、市民から取って差があること自体、違法性があるということですので、先般も企業の代表者の方に来ていただいて、何とかこの状況を解消したいということで、現在話し合っておりますが、30円に設定した経過というの、延々と企業側からの説明がございました。そういうことで、現時点においては、まだどういう形でこの状態を解消するかが定まっておりませんが、お互いに誠意を持って交渉し、一日も早く解消すべく努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 昨年起こされた訴訟問題で、その後の裁判は怎么样了かという質問でございます。

昨年の8月30日に全員協議会の中で、この訴訟については報告を皆さんにさせていただきました。その後、9月14日に口頭弁論、その後、3回の弁論準備がございまして、今も弁論準備が続いているところでございます。

個人が訴えられた損害賠償事件ですので、個人が対応していますが、同じ職員ですので、市の業務執行の中で起こされた裁判ですので、それなりに市でできるものは協力ということで、弁護士の先生の方から弁論準備のための書類の提出を求められてきております。それに

については、当事者を含めた中で書類等については協力し、整理をして先生の方へ書類は上げてございます。

また、弁護士の費用でございますが、これについては民法 709条に基づく名誉毀損による慰謝料損害請求事件でございますので、あくまでも民事事件でございますので、これについては個人が弁護の費用を持っております。行政事件であるならば、当然これは市が対応すべき費用でございますが、今回については民事ですので、個人が弁護費用を持っている状態でございます。

何かにつけて、それぞれ弁護については、今、地方分権、いろいろな問題の中で、こういう裁判が非常に増えてきてございます。職員についても、個人個人が今現在、市町村共済組合が扱っています静岡県市町村職員賠償責任保険というものがございます。既にその保険に職員も十数人の方が入っている状況でございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 何か漏れているところがありますか。

10番。

10番（小林弘次君） 答弁をいただいたわけでございますが、件数が多いものですから、大筋での議論にさせていただきました。

下田市の行財政改革の中で、市長はいろいろ人件費、職員の給与を下げたり、あるいは市民の大切な教育の給食や、あるいはその他のものを切り捨てて行財政改革を進めているということでございますが、私は国民健康保険の事業、下水道事業、この2つの会計の抜本的な改革、改善というのが急務だと。とりわけ国保事業については、15%、20%にならんとする人が税を納めていない、残りの人たちで全体の経費を負担している、この実情を指摘しているんですよ。そのことについて、当局はいささかも反省もなければ見解もない。驚くべき実態ですよ。80%内外の人たちで全体の金を負担している。これこそ莫大な市民負担を強制しているわけです。

したがって、これを解消するためには、ここでやはりその上でも1億円ぐらいの黒字になっている。これは、こののこのところを見たときに、やはり最初から言っているように市税の97%、98%ぐらい大筋で出してもらうようなためには、理解を得るためには、余りにも高率の負担を軽減しない限り納得がいかない。そして、とりわけ低所得者に対する対策をしなければならぬ、こういうことを言っているわけです。

したがって、80%内外の人たちが支えているという、この実情に対する市当局の見解をお

伺います。下げないということでございますから、これは下げる、下げないと水かけ論のようなものになりますから、議員提案として本議会に私は提案させていただきたいと思いますが、まずこの国保財政の事情、現状、滞納が既に4億5,000万円、来年は5億円、その次は5億5,000万円、6億円と毎年5,000万円からの滞納が広がる。市長が就任したときには、わずか1億数千万円ですよ。それが何と、今年度の年度末の滞納は5億円。これは、この会計をいかに市長はずさんな運営をしたのか、その運営のかじ取りを失敗したのか。既に主旨質問で申し上げましたように、全体で支えるというこの理念を失っているわけです。これは、大改革が必要だと。この点について、いかがでしょうか。

次に、介護保険につきましては、この先にあれですから、いずれにしても、私たちが提案した2,800円、市民に対する負担の軽減を図るといふこの姿勢が市政の中にならぬということ、明確になっただけでもやむを得ないと思うものでございます。

そこで、次に廃棄物の問題でございますが、市長、助役が決裁をしていない許可というものが、市長、助役が決定しないで、どこで決定して出されたのか、これは大変な大問題です。私は、石井市政の最大の汚点ではないかと思うんです。

追認をしたという答弁でございます。決裁をしていないけれども、追認をした。驚くべき実情があれされました。しかも、この私たちが求めた決裁書には、申請者と違う方のお名前が決裁の稟議が回っているんですよ。市長、見てわかるでしょう、これ、私が示した資料の中で。僕は、こんなずさんな決裁書は初めて。それに基づいて9月に許可が出された。この違法な決裁、決裁していないといふこの政治責任、明確にしていなければならぬ。

次に、助役、30円にするということは違法だと。しかし、違法性を解消するために業者と話し合いをしているということでございますが、私が指摘しているのは、あなた方は決裁をしていないと言いますが、申請時において既に粗大ごみ30円という申請になっている。この時点で申請を追認したという、この政治責任はどうするのかということでございます。

市長、私は12月、あなた方の処分、要するに減俸2カ月、減俸1カ月といふこの責任のとり方について、今後、廃棄物行政の問題点を調査した上で、きちっとその先にした方がいいのではないかというふうに申し上げましたが、そのときの市長答弁は、なお調査の結果、問題点があれば、その時点時点で責任を明確にするという、こういうご答弁で、今回はこの点で出してくれ、こういうご答弁でした。この決裁していなかったことを含めて、重大な政治責任、事務責任、この点についてどのようにお考えになっているのか伺います。

次に、下水道の問題につきましても、下水道会計が毎年、今年度の市民の自主財源は、石井市長が提案した予算で見ると、市民のために使えるお金というのはせいぜい 60億円かそこらです。そのうちの7億円も下水道事業に繰り出さなければならない。その原因は、下水道の経常経費に比して料金収入が不足しているということ、それで使用意義は借金等に対する負担だと。したがって、これを解消するためには、経常経費に見合う料金収入を見込まなければならない。そのためには、私の積算では60%から70%にすれば、この6億円、7億円の繰り出しが半減する、そのようなことを提言している。

ところが、それらには一言も触れずに、いや、下水道法に違反しても、古い建物だから市はこれでやっていきますよと。それだからこそ、市民の前で下水道の接続をしてくださいと、こういうことが言えますか、市長。自らの襟を正さない、自らは違法行為を行い、市民には接続を頼む頼むと、これはおかしい話だ。古い建物ならば、これは接続しなくてもいいか、ちょっと異例ですが、下水道課長にお伺いします。下水道法では、下水道が整備された区域では、私の記憶では3年以内に接続をしなければならない義務規定だと思いますが、この点についての下水道課長の見解をお伺いします。

あずさ山の家につきましては、9月議会におきまして、私たちは地方自治法の98条の規定に基づいて監査委員に監査をお願いしたらどうかと、この提案をしましたが、たしか鈴木敬議員だと思いましたが、その必要はないということで否決されました。

本日は、特に議長の許可を得まして、お願いしまして、市代表監査委員の土屋國芳先生が見えられております。私がしました3件につきましての違法性についての指摘、これにつきまして、監査委員の土屋國芳先生のご見解等についてお願いをしたいと思います。

次に、大事な問題点についてお伺いしますが、耐震性の問題でございます。阪神大震災で6,400人ものとうとい生命が奪われた。そして、その大方は、倒壊した家屋の下敷きになって犠牲になられた。県でもその教訓を得て、個人住宅においても補助金を出しますから直してくださいよと。市民の、とりわけ子供たちの安全を守るために一番大事な保育園や幼稚園の施設の大半が、来るべき大震災の被害想定、震度6程度で倒壊し押しつぶされる危険性を承知しながら、これを直さないというのは、もし仮にそういう事件が起きた場合の善良な管理責任を問われるわけです。私は、一刻も早いあれをすべきだと。

今の答弁ですと、要するに耐震補強の補強計画、実施設計、予算執行と、この手順さえできていないというていたらくです。平成19年度、直ちにそれをやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、産業廃棄物の許可にかかわる裁判の問題です。市長と、そして環境対策課長が訴えられている問題です。

たしか昨年8月18日、個人の問題ではないから全員協議会で報告されたんです。市の問題だから報告されて、個人の問題を全員協議会で報告するなんというのはあり得ないことなんです。したがって、私は、それは市民のためにそのような行動をした結果、業者から訴えられたものであるから、これは市として対応すべきという意見を述べて、市当局もそうしますという約束をしているわけです。

その点について、今聞いてみると、これはどうも個人が訴えられたから、裁判は個人でやっていただくと。最高裁まで仮に争うとすると、最低5年か6年、課長さんが退職した後も、延々としてその裁判を孤立無援でやらなければならない。市長が退職した後も、孤立無援で闘わなければならない。こんなことがあってはいけないと思うんです。ものの本質によって、市が対応すべきか個人がやるか、一定の倫理委員会、倫理というか、そういう委員会を設けてきちんと対応しない限り、今後、市民のために勇気を奮ってさまざまな、やみ、霧、こういったものを晴らしていくための努力というふうなことが、職員にできなくなると思います。ぜひこの点について、私は基準を設け、きちっとした対応をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 国保の関係等につきましては、先ほどの答弁どおりであります。議員からいわゆる滞納の金額等が提示されました。ちょっとその数字が、はっきり私は認識をしておらないのですが、議員のご指摘のあれでいきますと、何か私が市長になってからかなりの額が増えたということでございますが、ご指摘の数字が どうかは、もう1回ちょっと確認をさせていただきますが、この国保の問題につきましては、国保の保険料も高いというのは、やはり保険制度という問題を大きく考えれば、どうしても最終的には行き詰まってしまうというふうに思います。

どうしても国保の加入者というのが、やはり自営業者とか、あるいは職のない方、また零細企業等に従事している方々、特に所得がそういう関係で少ないという方々で構成されている保険の制度ということになります。ですから、どうしても組合健保とか政管健保と比べると、保険料が高くなってしまいます。その反面、やはり 高齢者が大分どんどん多くなってきておる。そういう中で、所得がどうしても一般の組合健保に加盟している方々、あるいは政管健保に入っている方々と比べますと、年間所得がやはり物すごく少ない。その中で逆に大きな

保険料を払わなければならないという、これは保険制度の歴史の中から、どうしても国保が最後になって、こういう制度が生まれてきてしまっている。最終的には、やはりこういう健康保険の制度の一本化というのを、国がしっかりやっていかなければならないというふうに思いますが、この中でどうしても滞納が出てきてしまう。これは、係が決して怠慢ではなくて、やはりしっかりと滞納整理というものに当たっておるんですが、どうしても生活苦の中から滞納が出てきてしまっている。本来は、この部分をすべて行政が負担しなければならないということになると、今度は行政のやはり力のあり方、なささということがどうしても出てくるということで、毎回、値上げ等のときには議論がされるわけでありませけれども、しっかりその辺のことを踏まえまして、滞納を少しでも減らすような努力というものは、させていただきたいと思えます。

それから、幾つかの小林議員からご指摘をされました違法性の問題等につきましては、指摘されましたことにつきましては今速やかにお答えできませんが、私なりに、今回、議員からご指摘された違法性のある問題につきましては、しっかり調査をしながら善処していきたい、このように思えます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 先ほど裁判のことについて、ひとつ基準をつくったらどうかということなんですが、裁判については、市が訴訟を提起されている裁判には、当然、行政事件、民事事件等があるかと思えます。今回の事件は、あくまでも民事事件でございますので、それは個人が訴えられた事件でございますので個人で負担をするべきであると。当然、行政事件であれば市が対応しますよと、先ほど答弁いたしました。また、小林議員ももう知っていると思いますが、市の訴訟については、まず住民監査請求というものが起きまして、その監査請求の結果、不服があるものについては、242条の2の行政事件に移っていくわけですが、今回の事件については、監査請求から行政事件に移った、そういう行政事件ではございませんので、当然、職務遂行上から出たことなんですが、あくまでも民事事件、民法709条によって訴訟を起こされた事件でございますので、それは個人で対応していただく。しかし、いろいろな書類整理等については、もう全く関係ないよということではなく、できる限り協力できるものは協力していくと、そういう姿勢で今後も対応をしていきたいと、そのように思っています。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高 橋正史君） 耐震補強の面について、確かに耐震というのは命にかかわる重大なことだというふうに認識しています。本市の財政見通しとか今後の財政力問題として、早急な対応が求められるということは確かだ と思います。再編、統廃合の課題と考え合わせて、大変ジレンマを感じる次第です。幼稚園に加えて、今度は保育園の施設管理も、来年度より教育委員会の担当となりましたが、これは単に教育委員会だけという問題ではなくて、市全体の問題として真剣に考えなくてはならないことだというふうに思います。根本的な思い切った考え方が要求されるのかなというふうに思います。庁内、庁外を含めて、単なるプランというんですか、理想とか理論ではなくて、実現性の高い、現実的な財政力の実態と密着した検討を早急にしていかなければならないなというふうに思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

下水道課長（長友重一君） 市の老朽建物への下水道の接続の関係ですけれども、下水道法第1条の3におきまして、「処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について」、供用開始の公示がされた日から「3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない」とうたっています。ということは、3年以内に下水道に接続しなければいけませんよということだ と思います。そして、さらにこれにつきまして罰則規定がございまして、これにつきまして は下水道法第48条の中で、先ほどの1条の条文による命令に違反した者に対しては、「30万円以下の罰金に処する」とうたっております。

この件につきましては、去年だったと思いますけれども、小林議員の方から指摘されまして、僕の方から一度、同じことをたしか答えていると思いました。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

監査委員（土屋國芳君） 違法な行政執行についてでございますけれども、監査委員が参考意見なり見解を述べる場合というのは、あくまでも監査を実施する場で述べるということでありまして、それ以外の 場面で参考意見なり見解を述べるということは、監査委員の任務を逸脱している行為だと考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩します。

午後 1時49分休憩

午後 1時50分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ再開いたします。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（村嶋 基君） では、先ほど小林議員から質問がありました国保税の滞納繰越額の年度の推移ということでございます。市長が市長になりましたのは、平成 12年ということですので、そのときは3億 100万円でございます。徐々に増えていきまして、18年度の見込みが4億 6,000万円になるということでございます。だから、1億円ということではなくて、市長になったときは3億円の繰り越しがあったということでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 課長、この期間に3億 6,000万円と言いましたが、ちょっと数字が合わないと思うんですよ。年間大体 5,000万円くらいの滞納があるわけですから、少なくとも1億円くらいの滞納がありまして、滞納を繰り越したのから一応滞納の方の整理が三、四千万円あるから、実質的には四、五千万円の滞納繰り越しになるという……

議長（森 温繁君） 3分前です。

10番（小林弘次君） 3分前、わかりました。

では、その滞納繰越額についてはわかりました。

では、端的に言います。市長、違法行為については、政治責任を明確にするということで理解していいかどうか、これが第1点でございます。

第2点目は、国民健康保険の財政というか支出の状況についての見解は、先ほどから言っているように、これは全然見解を聞いていないんです。これをお伺いします。

次に、下水道での違法行為は、明確に下水道課長は違法だ、30万円の罰金だと、こう言っております。どう考えますか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 市営住宅の古い建物の実際の接続という問題については、先ほど答弁したとおりでございまして、大変老朽化している施設と、それから私が市長になりまして、この辺のことは検討した経過があるわけでありましてけれども、やはり例えば水洗化をすると

か、あるいは先々、とにかく出られる方がいれば廃止をするというぐらいのもうどうしようもない施設になっておるという中で、トイレの設置工事費とか、あるいはトイレの水洗化工事費、接続工事費、そういうものを現状の中で、多くのお金をかけて投資をすることがむだではないかという議論はさせていただいた中で、現状、どうしても後送りをせざるを得ないというふうに考えております。

ですから、先ほど言ったように、議員が、それが違法であるということにつきましては、違法性ということについて所々の問題、いろいろ言われましたので、それは調査をして……

〔「下水道課長が違法だと言ったんですよ。そういう答弁だったんですよ」と呼ぶ者あり〕

市長（石井直樹君） 下水道課長はそう言っても、私の政策の中での考え方があるものですから、その中で精査をして、善処をしたいという答弁をさせていただいたところであります。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時 8分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 先ほどの下水道の接続の関係でございますけれども、下水道課長が述べた下水道法の関係は、あのとおりでございます。解釈はそのとおりだと思います。

しかしながら、ご存知のように昭和 25年、あるいは 27年、それから 37年建築という、もう本当に大変古い施設でございます、そのうちの柳原住宅につきましては、この3月末で1件空き家になる。そうしますと、用途廃止をするというような予定であります。

そういうことを考えますと、先ほど答弁したとおり、大変、今、財政が厳しい中で、いろいろな分野の財政支出があるわけでございまして、その中で果たしてそういう設置工事費、水洗化工事、あるいは接続費用というものに多くのお金を出していくということが、むだな税金支出になるのではないかという見解のもとに、先ほどの答弁をしたわけでありましてけれども、当然この下水道法の関係ということを議員からご指摘をいただきましたので、どのよ

うな方向を一番よしとするか、また内部で検討させていただきたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） たびたび聞かなければ問われたことについてのお答えにならないので、散漫になって恐縮でございますが、私は市長に、この違法性が明確になったときに は政治責任を明確にすべきだということを言ったら、市長は、その点については政治責任を明確にするというふうな意味の答弁をしているものですから、それを再確認しました。その点について答弁をお願いしたいと思います。

次に、監査委員の先生は、監査していない事項についての答弁はできないということでございますが、ぜひ、一議員としまして、下水道の問題、廃棄物処分をめぐる問題、そしてあずさ山の家の指定管理に係る問題、これらの問題について違法性を私は指摘しているわけでございますから、監査委員としての特別な監査を要望しておきたい と思います。

次に、助役にお伺いしますが、廃棄物の処分問題につきましては、 30円というこの規定については、私は当初から、 30円を認めているのは下田市だと。下田市が決裁をしていないということについての政治責任、そして違法な 30円ということ を認めた……

議長（森 温繁君） そろそろ時間になります。

10番（小林弘次君） いや、私は、ですから、さっき議長に申し上げました。私の発言は、追加、追加ということですから、これはちょっとその点を考慮してくれと申し上げました。答弁漏れに対するあれですから。

そこで、助役、先ほどの答弁でいきますと、違法性は明確だと。その是正のために努力しているということでございますが、その違法性をまず認めた下田市の責任を明確にしない限り、そして先ほどから言っているように、そういった許認可にかかわる決裁を助役や市長もしていないという、このことに対する責任を明確にしない限り、これはおかしな話になるわけです。その点を明確にさせていただきたい。そうでなければ、僕の一般質問は終わらない。

次に、教育長、耐震補強について、私は耐震計画、耐震設計その他はつくられているのかどうかを聞いているわけ です。そして、私の提言は、もう猶予はない、一刻も早くやるべきだということなんです。もうやるのかやらないのかわからない、ねこだ滑った、酢だコンニャクだという、こういうことを聞いているわけではございません。ですから、耐震補強をやるのかやらないのか、やらない場合の責任はとるならとる、この点を明確にさせていただきたい と思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 処分費の 20円、30円の違いの違法性でございます。これは先ほど答弁したとおりでございます。決裁の問題におきましても、既にお手元にも開示請求された公文書が配られている。明確にこのような状態になっておりまして、調査委員会の中でも、やはりこれについては大変重要な問題だなということは、各委員も述べているところでございまして、先ほど市長も答弁し、また私も答弁させていただいたように、現在この違法性のある状態をなるべく早く解消したいということで、今、関係者とともに協議をしているところでございます。

そうした中で、責任を明確にしなければ終わらないということだと、もう大変な事態でございますので、しっかりとしたその責任を委員会の中で、例えば処分委員会の中ですべきだという意見もございまして、また処分委員会の委員長として市長に協議をさせていただき、方向をしっかりと定めたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 耐震性の調査に基づいて、補強計画、それから設計を伴う実施計画について、できることから誠実にやっていきたいというふうに思います。

〔「議長、10番」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 時間ですので。

〔「じゃ、1つだけやりますので。私は、今回の一般質問で最後だということをお含みおきいただきまして。最後に、今回の一般廃棄物の処理業にかかわる許可に当たって、市長、助役の決裁のないまま許可をしたという事実が明確になりました。さらに、この許可に当たって、違法な料金設定を市の方では容認している。これについて市の方では、市長は追認したと。だから、もう後からこれを認めたと。違法な行政執行を次々に行った、こういう事実が判明しました。さらに、下田市は、冒頭から申し上げているように、助役をキャップとして廃棄物問題の調査委員会を12月に立ち上げ、報告をして、いまだに調査委員会で進めていくという答弁です。ぜひ、廃棄物問題をめぐる霧を晴らして、明確にこの問題を解決していただきたいと思います。それから、今、この決裁の問題と、もう一つ、土屋誠司議員が配付した県よりの文書によりますと、県からの届け出があったというふうに明確になっています。これについて、これにかかわる政治資金の寄附がこの口き

きをした議員たちに毎年行われている。また、市長が会長を務める団体にも、多額の寄附が関係者からなされている。こういう事実があることを聞いております。こういうものを踏まえて、厳正に廃棄物問題の霧を晴らすようお願いするものでございます。今後のこの助役を中心とする調査委員会の報告を、私は議員をやめますが、恐らく新たに当選された議会も……するような大問題であります。また、今回、私が指摘したような事実は、2月のあなたの報告書には一切出ていない。隠しているわけですか。もう少し真相を明らかにした上で、そして、私は……ということです。教育委員会については、子供たちの生命、安全を守るための耐震性をこれから検討していくと言われましたけれども、言語道断です。直ちに平成19年度に反映できるよう……を進めていっていただきたいと、こう思います」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） これをもって、10番、小林弘次君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時18分休憩

午後 2時28分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位4番。1つ、下田地区新構想高等学校開校に伴う通学路問題について。2つ、蓮台寺パーク売却に伴う施設補償費について。3つ、子育て支援について。

以上3件について、3番、伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。

議長の指名により、ただいまより一般質問を行います。

前の質問者の方は、1期4年の最後を飾る質問だということでしたが、私は1期4年であります、とても飾るような内容ではありませんが、今度の質問が10回目の質問ということになります。この4年間の議員生活については、選挙でその評価を受けるものだと思っております。

それでは、最初の質問ですが、下田地区新構想高等学校開校に伴う通学路問題についてで

あります。

現在の北高の敷地に、北高と南高の統合高校の開設が発表されて以来、地元では通学路についての混雑と子供の安全について心配する声が、日増しに強くなっております。ご承知のように立野河内地区は、稲生沢幼稚園、稲生沢保育園、稲生沢小学校、稲生沢中学校、そして統合高校と、文字どおりの学園地区であります。それだけに、通学路の混雑ということは大変な問題であり、心配する声、そして車や高校生の通学マナーの悪さもよく耳にするところであります。特に、稲生沢小学校前の三差路と北高の入り口については、その混雑が激しく、住民も、また子供たちも、大変心配されるところであります。

市におかれましては、この問題についてどのような対策を考えておられるかを質問いたします。

2番目の質問は、蓮台寺パーク売却に伴う施設補償費の問題であります。

蓮台寺パークは、昭和43年度に蓮台寺地区の観光振興を主たる目的に建設され、その後、子供たちの利用が年々増え、現在では稲生沢地区を中心に、子供たちにとっては、なくてはならない施設となっていたのであります。

下田の議会においても、平成17年12月議会において、次の2項目の決議をいたしました。1つは、県に対して、子供プールの存続ができない場合には、その代替施設の建設を求めることを要求するもの、2つ目は、統合高校のプールの利用については、従前どおり確保するよう努力することです。

しかし、残念ながら今回の議会において、蓮台寺パークの廃止が提案され、可決されたものであります。財政危機と少子化という時代の流れで、やむを得なかったとは思いますが、住民や子供のことを考えると、いささかの感慨を覚えるものであります。

県への売却に伴い、約2,400万円の施設補償費を受けられる補正予算が計上されていますが、この補償が何の補償かといえ、蓮台寺パークの売却によって失われる最大のものは、稲生沢地区を中心とした子供たちの行き場所です。この意味において、この補償は地域や子供たちのためにこそ使われるべきであると考えますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

また、この補償費が、一般会計や財政調整基金という中で、何に使われるかわからないまま置かれることがなく、稲生沢地域、あるいは子供たちのために使われるような、そのことが確保できるような処置が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目は、子育て支援についてです。

深刻な少子社会の到来の中で、国を挙げて少子化対策が叫ばれ、さまざまな対策が打ち出されています。下田市でも保育所を中心に子育て支援に取り組んでおりますが、いまだ端緒についたばかりという印象を持っております。

子育て支援は、行政が行うと同時に、行政だけではなく、ボランティアと行政が手を携えて行っていくことが必要であると考えます。下田市でも、託児ボランティア養成講座を、地域福祉活動計画の中で受託事業として、平成 17年、18年度の2カ年にわたって実施してきました。

しかし、補助金が打ち切れ、来年度からは自主事業になると聞きましたが、来年度以降、この託児ボランティア養成講座がどのような計画を立てられているのかお尋ねします。

市がこうして託児ボランティア講座で養成してきたボランティア、あるいは一日児童館イベント「遊・VIVA!」を実施しているグループのように、下田市ではさまざまなグループが子育ての活動をしております。こうしたグループと行政が、子育て支援のために互いに手を携え協力していくことは、必要であり有意義なことです。

第1次下田市地域福祉活動計画では、行政の指針として、子育てサロンの開設を支援するとあります。厳しい財政状態の中で、行政自身が子育てサロンを独自に開設することは難しいと思います。しかし、ボランティアと協働しながらサロンを開設することは可能ではないかと思えます。そのためには、行政としては市の施設の開放といえますか、場所を提供するといったことが必要ではないかと思えますが、そのことの対応についてどのようにお考えか質問をいたします。

以上で終わります。

議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の下田地区の新構想の高等学校開校に伴う通学路の問題でございます。

この問題につきましては、周辺の交通環境ということで、平成 17年度に実施いたしました稲生沢地区のまちづくり会議の中で、この環境悪化という問題が地域の住民の方々から多く寄せられたわけであります。

平成 18年 4月に、この下田地区の新構想の高校周辺地域交通環境検討会というのを立ち上げまして、今まで議論を重ねてまいりまして、大体の方向性が出てまいりました。

この検討委員会の構成メンバーですけれども、まず下田北高、それから下田警察署、県、

それから市の教育委員会、市の行政関係者、そしてオブザーバーとして地元の議員、区長、小・中・高のPTAの方にも参加していただいております。

その間、交通実態調査、あるいは現地調査、北高生、地域住民の方々のアンケート等によりますと、まず朝の20分間程度　これは8時から8時20分の間ですけれども、大変集中的に混雑をする。それから送り迎えによる交通混雑、それから通学マナーが悪い等の課題が明らかになりました。

北高のホームルームによる意見交換会、北高生と地域住民の意見交換、あるいは地域住民と行政の意見交換等によりまして、対応策としまして、北高、小学校、清水屋さんまでの間の道路を、譲り合い交通ゾーンとして考えられました。まず、このゾーンを中心に、高校生が自主的に通学ルールを自分たちでつくるといってございまして。それから2つ目に、歩行者が歩きやすい道路の整備をしよう。3つ目に、交通安全活動による総合力で環境改善を図っていこうという譲り合いプランというのを、検討会と市として取りまとめたところであります。

まず、北高生と地域住民との意見交換で出された送迎ルール案としまして、1点目が、歩行者が多い時間帯は県道蓮台寺立野線への進入を禁止する。2つ目が、県道への進入禁止時間帯は、学校から離れた場所で子供たちをおろす。3つ目が、県道への進入禁止時間帯以外であっても、県道よりさらに住宅地内に進入しての乗降は避けてもらいたい、こういう意見が出ておりまして、この春から北高の方では試行をしていきたい、こんなふうな形で聞いております。

地域住民と行政との意見交換会では、歩行者を優先した歩きやすい道路整備として、車道を少し狭くして、歩道を広くしていこう、こういう考え方が出ておりまして、まず小学校から北高までの県道におきましては、路側線の引き直しをしようということ、少し広くしようということです。それから、路側歩道のところをカラー舗装にしてわかりやすくしよう。側溝の段差解消を、平成19年度において予算確保して、整備していきたいというふうに土木事務所の方からは報告が来ております。小学校から清水屋さんまでの市道におきましても、予算を確保できた範囲で、県道と同様な整備をしていきたいというふうに考えておるところであります。

20年4月に開校ということで、この交通環境改善につきましては、検討会組織を継続しまして、安全な通学路、譲り合いプランというものをつくったわけでありましてけれども、この辺を学校と生徒、それから地域と一体となって取り組んでいきたいというふうに考えており

ます。

2つ目の蓮台寺パークの売却に伴う補償費の問題でありますけれども、これにつきましては、先日、総務委員長の方からも、少し後ほど報告がありましたけれども、この補償費につきましては、今、議員がおっしゃるように、今後、下田市の青少年の体育向上ということ踏まえまして、用途を明確にした特定目的基金を、できれば次期6月定例会に制定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

3つ目の子育て支援につきましては、ボランティアの養成講座、あるいは子育てサロンの関係につきましては、担当課長の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 伊藤議員から、子育て支援につきましては、ボランティアの養成講座と、それから子育てサロンにつきましてご質問がございました。

子育てボランティア養成講座につきましては、平成17年度、平成18年度の2カ年間にわたりまして、地域福祉ネットワーク事業、これは下田市の地域福祉計画に基づくもので、社会福祉協議会でこの地域福祉計画に基づいて活動計画を策定しております。この活動計画の中で位置づけられている事業でございます。事業は国から200万円、県から200万円、それと市費200万円の600万円の事業費の中で、パッケージとして地域福祉ネットワーク事業を行っておりまして、そのパッケージの一環としましてボランティア事業を行ってきたものでございます。

平成17年度につきましては、6回開催しまして、124人参加いたしました。平成17年度の参加者の中から、子育てボランティアの事業について独自に活動を展開していくというようなボランティア団体が生まれてまいりまして、一つの核になって現在に至っているところでございます。

本年度につきましては、養成講座を5回開催いたしまして、70人参加しております。この事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり国・県の補助金を受けて実施してまいった事業でございますが、平成19年度におきましては、国の制度設計の変更によりまして、これまでの地域福祉ネットワーク事業が、地域福祉等推進特別支援事業として再編される形になりました。ただ、その新たな事業の中身につきましては、まだ現在のところ、全容が明らかになっておりません。新年度に入りまして、国の方からその内容について詳細が示されるというふうに考えております。

その中で、下田市はこれまで事業を実施してまいった経過がございますので、19年度の当

初予算におきましては、200万円の単独予算を現在計上させていただいて、今後、予算審議の中でお願ひしていくこととなりますけれども、とりあえずその200万円の予算の範囲の中で、このボランティア事業も継続していきたいということで考えております。

子育てサロンにつきましては、議員の方から「遊・VIVA!」ネットワークのお話も出ましたけれども、この事業につきましては、下田市には児童館がないものですから、児童館の代替機能という形で、公共施設を利用した中で定期的に、ボランティアグループ、「遊・VIVA!」ネットワークというグループが事業を展開してまいりました。これまで都合9回開催してまいりまして、2,631人参加したということで、これは新聞でも報道されております。来年度、19年度に当たりまして、既に事業計画が示されておりました、私どもの方でもできる限りこの事業に協力をしていくということでお話し合いをさせていただいているところでございますが、事業の内容は、これまでの事業の形態とはちょっと趣を異にして、公民館、あるいは社会福祉施設、そういった施設を利用して、できれば月に1回、小規模に開催していきたいということで計画がなされております。

こういった事業につきまして、当然、ボランティアグループが間に入って、中心になってやっていただくわけなのでございますけれども、さらに常設の皆さんが集い憩える広場的なスペースが欲しいという声も伺っております。

ただ、残念ながら厳しい財政事情の中で、その辺の手当てがなかなか実現しがたいということがありますけれども、今後何らかの形で、そのような広場的なスペースを提供していくような形で前向きに取り組んでいきたいと思っておりますけれども、こういったスペースを設けますと、当然、中に指導員という形で責任のあるような方を配置しなければならないということなんですけれども、それにつきましても、現在、ボランティアがかなり自立をしておりますので、そのようなボランティアの皆さん方のお力を賜りながら、行政とボランティアと両輪という形で展開していければいいというふうに考えておりました、それに向かって努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 最初の下田地区新構想学校開校に伴う通学路問題なんですが、歩道にいろいろな対策がとられるということは理解できました。こうした問題は、えてして竜頭蛇尾といいますか、開校に伴いこういう話し合いが持たれるんですが、開校と同時にいつしか棚上げになり、またもとへ戻るといったことが往々にしてありますので、できることなら開校

後も、引き続いて地元住民と意見交換、懇談会ができるような組織をつくっていく、こういうようなことをしていただきたいと思うんですが、その点について、再度お尋ねをいたします。

それから、施設補償費に伴う特定目的基金についてですが、もともとがプールということで、体育向上も理解できるの であります。ここはもう少し大きな視点に立って、体育面にかかわらず、下田の子育てそのもの、子育て全体の大きな枠の中で、ぜひ考慮していただきたい。そして、特定基金になれば、当然、議会の議決ということの中で使われるわけでありますから、少子化の中で範囲を狭くとらえるのではなく、むしろやはり子供たち全体の中でのこの基金の活用ということを考えていただきたいと、このように要望し、またそのことに対するご見解を承りたいと思います。

ボランティア養成講座については、平成 19年度も引き続き行われるということを知りて安心をいたしました。ぜひこれを続けていただき、ボランティアを養成する中で、行政とボランティアの協働の中で、この子育てをやっていただきたいと思います。

また、集いの広場につきましては、なかなか施設の問題等あり、簡単にはいかない面もあるでしょうが、やはり子育ての重要性にかんがみ、そしてボランティアを下田市自身が育成し、また幾つかのボランティアグループが活動しているような実績を踏まえて、ぜひ広場の実現に向かってやっていただきたいというふうに要望し、異例ではありますが、建設課長に、どうも建設課は子育てについて、いま一つ関心が薄いというか、冷たいというような印象を持っておるのでありますが、ぜひここは建設課長のご見解を承りたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 新構想の通学路問題につきましては、決して開校したから即終わりになるというわけでもありませんで、やはり問題解決に向けて、しかるべきところまでは、この検討委員会は存続をしていかなければならないのかなというふうに思います。

特に、今回のルールづくりにつきましては、北高の生徒が自らルールづくりを真剣に考えていただいたということは、やはり大変 ありがたいことでありまして、特に今後につきましても、高校と地域と、それから P T A で、仮称でありますけれども、「交通安全見守り隊」というものをつくって交通安全活動としてやっていくというご意見も出ておりますので、行政としてもサポートしていきたい、こんなふうに考えております。

蓮台寺パークの關係の特別基金の問題でございますけれども、とりあえず先般、総務委員会で議論が出た中での見解としては、私どもとすれば、下田市青少年の体育向上というよう

な形の、用途を明確にした特定目的基金を制定したいというふうに一応お答えをしております。議員の、もっと子育て関係にも使えるようにというご要望でございますので、検討はさせていただきますというふうに思います。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） ちょっと市長答弁の方の補足をさせていただきますけれども、この新構想高校につきましては、マスタープランのまちづくり会議の中で出てきた問題でありましたので、今回、建設課の方が中心になりまして、要するに事務局になりましてやってきましたけれども、この問題につきましては、20年4月の開校に向けての端的な問題、それから今後の20年開校以後の、やはりやったことに対する検証ですか、そういったものは、要するに交通安全に含めてやっていこうということで、建設課から今度は市民課の交通防災係の方で事務局になりまして、今後も議員言われたように、見守っていこうということで考えております。

それと、最後の質問の、何か建設課は子育てに冷たいというような、そういう意味ではなくて、今回の子育てサロンにつきましては、伊藤議員からも敷根プールのトレーニングルームですか、そういったお話もありましたけれども、1つには、やはりあそこの目的が、プールの、やはり体育施設としてやっていく以上は、ちょっとすぐに「はい、いいですよ」というわけにはいかないよと、そういうことで、そういう返事をしたかもしれませんが、先ほど福祉事務所の所長の方から答弁しましたけれども、その中でやはり関係する部局、今度、来年度は学校教育課の方にそういった部屋もできますから、そういう中で連携をしながらまたこれは考えていきたいと、そういうふうに一応引き継いでおきます。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 建設課長から大変温かいお言葉をいただきまして、大いに期待をしながら見守っていきたいと思います。

終わります。

議長（森 温繁君） これをもって、3番、伊藤英雄君の一般質問を終わります。

次は、質問順位5番。1つ、下田市の観光政策について。

以上1件について、5番、鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 政新会の鈴木 敬です。

3月定例議会の一般質問の最後を務めさせていただきます。この4年間の新人議員としての議会活動の集約ともなりますので、これまで私が何回かの一般質問で取り上げてきた内容とも重複する問題ともなりますが、よろしくご答弁をお願いいたします。

私は、観光の再生が下田市の再生となるということを訴えて、この4年間、議員活動をしてきたので、下田市の観光政策について、さまざまな視点から質問させていただきます。

まず第1は、行財政改革の視点からです。

下田市政の喫緊の課題は、何といたっても行財政改革であり、とりわけ財務の改善、財政の健全化であります。市長は、とにかく借金を返済し、借金の総額を減らしていくことが財政再建の唯一の道であるとして、現在約230億円ある負債を、平成22年度末には200億円以下にすることを具体的な目標に掲げ、しゃにむに取り組んでおられます。

下田市集中改革プランを強力に推し進めることによって、使用料・手数料の改正や職員数の削減、給与の見直し、補助金の整理・統合、民間委託の推進や事業そのものの整理・合理化などで、平成19年度予算において約3億円以上の収支改善を図るとしています。

その結果、平成19年度末には借金は220億円を切り、22年度末には計画どおり200億円以下となる。借金が200億円を切れば、市の財政にも体力が戻り、さまざまな経済的な政策も実行可能になるというのが市長のお考えだと思います。

しかし、このお考えには甚だ疑問が付きまします。これまで支出の削減というと、社会保障費的な支出はほぼ横ばいであり、経済政策的支出が極端に減額されてきました。例えば、5年前の平成14年度の当初予算に比べて、19年度予算は農林水産業費が3億8,800万円から2億5,300万円に、土木費は14億517万円から10億2,540万円へと、それぞれ約30%のカットです。商工費に至っては、4億780万円から1億3,080万円へと、実に約70%のカットです。10年前に比べたら、実に10分の1以下にまで削減されています。

市長の施政方針書から見てみると、平成17年度から項目化された重点施策の中の観光施設及び観光資源の有効活用の推進という項目では、これには観光協会補助金、黒船祭、夏期対策補助金や電波対策費つまり宣伝費など含まれていますが、17年度に1億7,974万円あったものが、19年度予算では4,382万円へと75%も減らされています。地域産業経済活性化への支援という項目では、これには農業・漁業振興事業や商工業振興事業などが含まれていますが、17年度に4,846万円計上されたものが、19年度においては3,320万円へと31.5%減らされています。

今、下田のまちを歩いていると、商工業者の悲鳴が聞こえてきます。中心市街地の駐車場

化、シャッター通り化の進行は、ますます進んでいます。旅館・ホテル関係では、この数年で5軒以上の旅館が経営に行き詰まり、破産し、あるいは経営者が交代し、外部資本が進入してきています。天下の大資本系列の伊豆急マリンでさえ、経営権を売り渡すほどです。外部資本の参入自体は、むしろ歓迎すべきことなのですが、地元の企業や商店などが姿を消してしまっただけでは何にもなりません。所得税等の市税収入の減少を招きます。

市長が進めている行財政改革は、集中改革プランの徹底的な遂行を目指したのですが、それ自体は正しいものと思いますが、社会保障費など国の制度に裏打ちされて削減困難な支出はそのままに、市の独自事業となる商工や農林水産関係の経済政策的支出はばっさり切り捨ててしまう、その分は借金返済に回す、そうすれば市の体力は回復すると言っているように思われます。私には、市の体力はますます弱まっていくとしか思えません。市長の見解をお聞きします。

観光を考える上での第2の視点は、まちづくりです。

平仮名で書く「まちづくり」の思想が、今、日本 全国に波及しています。下田市においても、建設課の主催するまちづくりルール検討委員会等の形で実現しています。

まちづくりとは、住民が自分たち自身の手で、快適で個性的なまち、どこにもない自分たちのまち、生活空間をつくり上げていこうとする運動です。そして、これこそが観光の原点となるものです。単に美しい景色を見ることだけでなく、単においしい料理を食べることだけでなく、そのまちの生活に触れる、体験するというのが、これからの観光のあり方となります。

そのためのまちづくりには、2つのアプローチがあります。1つは、景観づくりであり、1つは、地産地消です。

景観づくりをするということは、このまちの顔をつくり上げていくことです。このまちがどのような歴史を持っているのか、このまちでどのような生活が営まれているか、それを、まちなみを整備することによって表現していくことです。

下田市は、このたび景観行政団体となることを県に申請し、承認されました。「景観行政団体は、良好な景観を保全・創出する必要がある地域に景観計画を策定し、建築物などの色やデザインの規制を行うことができるほか、景観重要建造物の指定や、景観協議会を設置して景観施策を推進することができる」と書いてあります。

新聞報道によれば、「庁内7課で連携した検討委員会が景観施策の取り組みをまとめ、市長に報告、都市景観ガイドプランの見直しを行い、平成 22年度末までに景観計画の策定と景

観条例の制定を目指す」とあります。具体的にはどのようなプロセスを考えているのか、なぜ平成2年までの期間を要するのか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、景観といっても、大きく都市景観と農村・漁村景観に分けられます。都市景観を考えると、下田市の中心市街地、旧町内のまちなみを考えてみます。旧町内のまちなみの特色は、稲生沢川河口の港町風景、ペリーロードから旧南豆製氷所に至るまでの歴史的建造物の点在や、大横町、伊勢町通り商店街から駅前に至る商店街のにぎわい、マイマイ通りの無秩序ながらお寺や神社が連続していくおもしろさなどがあると思います。

その中でも、歴史的建造物群は下田のまちの成り立ちをあらわし、他にない下田のまちのオリジナリティーをつくり上げていく上でも重要な存在であります。その中でも、旧南豆製氷所の建物は、その保存、活用の仕方が、このまちがこれから観光で生きていく上での大きな試金石になると思います。旧南豆製氷所の建物は、さまざまな経緯を経て、現在、一民間人の所有となっているわけですが、この建物をこれからの下田の観光のために活用、保存していくためには、かなりの費用が必要になります。

歴史的まちなみ景観整備基金が設立されました。この基金を使って旧南豆製氷所の補強整備をするためには、クリアしなければならない問題点があります。つまり、民間所有の建物に市の公金を支出することができるための条件とは何かということです。私の考えでは、その建物が下田市にとって本当に必要なものであること、文化財的に、あるいは観光経済的にどうしても残していかなければならないという市民合意が得られるならば、公金支出も可能ではないかと思えます。

しかし、その場合でも、建物を公の施設とする手続が必要なのか、公の施設とするための条件は何なのか、整理し基準を確立しておかなければなりません。また、これまでの歴史的建造物保存条例との関連性も問題となります。市長のお考えを伺います。

景観を考えると、農村・漁村の景観も考えていかなければなりません。これは、地産地消と大いに関連します。基本的には良好な景観をつくり上げていくということは、そこで良好な経済活動が営まれている、農業や漁業がそこでちゃんと営まれていることが条件となります。

しかし、下田のような土地柄で、狭い農地の中で、農業が農業として経営されていくことは非常に難しい。農業を生産の面からだけとらえるのではなく、農産物の流通の仕組み、また消費の形からアプローチしていくことも必要です。その中で、学校給食などに取り入れてもらって安定供給の能力を確立すること、あるいは宿泊や飲食業に地場の産品として調理し

提供してもらうことによって地場産品のブランド化を図ること等、総じて地産地消の推進が大事となってきます。

市長は、施政方針の中で、遊休農地の解消を表明しておられます。このことは、生産・流通・消費の関連の中で実現していくものと思いますが、具体的にどのように遊休農地の解消を図っていくのか、市長のお考えをお聞きします。

漁業について言うと、地産地消ということは、もっと重大な意味を持ってきます。なぜならば、下田は海のまちであり、下田に来る観光交流客の多くが下田で海に触れ、海の産物を飲食し、また水産物を購入することを目的として来てくれます。まさに漁業の活性化が、直ちに観光の活性化と結びついていると言っても過言ではありません。

漁業の状況を見るには、魚市場に行ってみるのが一番手っ取り早い。そこで毎日、魚が水揚げされています。

しかし、漁業生産量はピーク時の約半分以下となっています。後継者不足により、漁業者の高齢化と減少が急速に進んでいます。港に係留される漁船の数も、年々減っています。

このような中、静岡県全体で漁協の合併話が急速に進行しています。平成 20年度中に県下 29の漁協を 4 つにしてしまう。その 1 つ、伊豆漁協は、熱海から西伊豆の土肥まで 12の漁協を 1 つにしてしまう大変な合併です。魚市場も、伊東、下田、松崎ぐらいに集約されてしまうかもしれない。また、合併漁協の本所をどこに持ってくるかによって、下田市の漁業は決定的な影響を受けるかもしれない。市長は、この漁協の大合併について、どのような認識を持っているのか、市としてどのように支援していく用意があるのか、市長のお考えをお聞きします。

下田の観光を考える第 3 の視点は、観光協会の問題です。あるいは、観光の司令塔、観光情報センターをどこに置き、どのように構築していくのかという問題でもあります。

市の観光、商工に対する来年度予算は、先ほども述べたとおり、10年前に比べて実に 93%減、前年対比でも唯一 2 桁の 18%減となっています。その中でも、観光協会に対する補助金は、平成 14年に 4,000万円あったものが 1,550万円に、5年間で約 3分の 1 にまで減額されています。前年対比でも 14%減となっています。毎年毎年こんなに減らされては、組織そのものを維持できなくなってしまいます。市長は、そうなったら自力で頑張っ何とかしろと言っていますが、余りに無責任です。市長の観光協会という組織に対する基本的なお考えを、まずお聞きします。

私の考えでは、観光協会は下田の観光情報センターの役割を果たしていくべき組織だと思

っています。このたび、道の駅バイステージ下田が指定管理者制度となり、農協、漁協、商工会議所、観光協会の4者で株式会社下田アドミニスターという会社を立ち上げ、道の駅の管理運営をしていくことになりました。設立の過程においては、商工会議所主導で進められてきましたが、これから実際の管理運営は、実質的には観光協会が主体になって担っていくんだという気概を持たない限り、観光協会は変わっていかないと思います。

では、観光協会は道の駅で何をするのか、下田のあらゆる観光的情報の一元的集約と情報発信です。下田の観光で一番おこなっているのは、情報発信の仕方です。

先日、東伊豆町の稲取観光協会では、事務局長を全国公募することによって、稲取温泉の広報宣伝に莫大な効果を発揮しました。全国的なテレビ報道などで、円換算にすれば何億円にも相当する広告効果を得ました。

一方、下田においては、黒船祭、あじさい祭り、水仙まつり、カジキ釣り大会など、その規模、内容において決して他に負けないイベントを有しながら、全国版になり切れない現状があります。何が不足しているのか、やはり広告宣伝だと思います。

観光協会が、道の駅を舞台にして下田の観光情報センターを構築する、道の駅に来れば、あるいはアクセスすれば、下田のことがすべてわかる、自分のしたいこと、行きたい場所を手配してくれる、そのようなシステムをつくり上げることが、ぜひとも必要だと思います。その過程で観光協会は、単なる市の下請機関ではなく、自立した組織へと生まれ変わっていくことができます。当面、形式上は、株式会社下田アドミニスターが道の駅での自主事業をして事業展開していく形となると思いますが、近い将来には、株式会社下田アドミニスターと観光協会が合体して、株式会社下田観光アドミニスターなどとなり、下田の観光を担ってくれるものと思います。

このようにして、観光協会が主体となり、道の駅を観光センター、下田の観光の司令塔にしたとき、それでは市の観光課はどんな役割を受け持つのか、市の行政改革の一環としても、ぜひとも明らかにする必要があると思います。観光協会と観光課あるいは観光交流課と、それぞれの役割、関連性を明らかにすることが大事だと思います。市長のお考えをお聞きします。

情報発信の話で言うと、一言、下田市のホームページは、おもしろくない、見づらい、情報量が少ない。インターネット情報発信事業に約180万円の予算を計上してありますが、もっと多くの人に見てもらい、アクセスしてもらい努力が必要ではないかと思います。市長はどう思われますか。

最後に、市町村合併の面から観光政策を考えてみたい。

2月は桜の季節でした。河津桜と南の桜とで、一月の間に150万人近い観光客を集めています。下田も負けずに何かしらイベントをすべきだと言う人がいます。

しかし、私は思います。「桜の季節は河津と南伊豆に任せればいいよ。河津に客があふれば、下田のまちにも流れてくるよ。そのお客さんにどうしたら下田のよさを味わってもらえるか、まち歩きと食と土産物等々のレベルアップを考えた方がいいよ」と思います。もし賀茂1市5町が一つのまちならば、河津に客が来ようが松崎に客が来ようが、みんな下田の客です。全体が潤います。現に今でも桜の季節には、下田の旅館・ホテルは満杯となります。河津に人が来ると下田の客が少なくなると考えるのではなく、賀茂一円のみんながよくなるんだと考えると、稲取の祭りも、松崎のフリーマーケットによる集客も、南伊豆のダイビングの客も、みんなイベントなんだと思えてきます。合併とはこういうことなのかなと思えてきます。賀茂一円のそれぞれの地域が、それぞれの特色を生かしたイベントを行う、それで賀茂一円のみんなが潤う、合併とはそういうものだと思えてきます。

この間の合併についてのさまざまな議論の中では、とにかく財政のことが第一に言われてきました。いわく、「おまえのところの借金は何だ。そんなんじゃ一緒にはなれないよ」、「おまえのところこそ、自前の税収は全然少ないではないか」、こんな言い合いが多かった。そうではなく、「合併したらこんなことができるよ。こんなメリットが生まれてくるよ」ということを積極的に訴えていく方がよいと思います。

観光は、そのための大きな武器となります。何せ、賀茂1市5町は観光をよりどころにして生きていくしかないのですから、市長は積極的に観光の持つ意味、メリットを語っていただきたいと思いますが、いかががお考えですか。見解をお聞きします。

以上で主旨質問を終わります。

議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 今議会最後の一般質問者ということで、鈴木 敬議員のご質問は、観光政策ということについての多岐にわたるご質問でございました。この1期4年間、鈴木 敬議員が観光関係に大いなる活躍をしてきたその集大成としてのご質問ということで、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、市の財政の問題でございますが、財政改革、財政再建という私の施策に対して、借金を減らすことはいいけれども、その分、商店街が悲鳴を上げている、あるいは各業界が悲

鳴を上げているという声でございます。

これは、考え方の相違かもしれませんが、私自身はやはり財政が大変であれば、まずその基盤強化をしていかなければ、ただずるずるいってしまう。いいかげんな投資をしながら借金もいいかげんに返していくということでは、中途半端になってしまう。これは私の性格かもしれませんが、やはり 25億円あった借金を、現在 22億円、24億円減らしてきている。そして、22年度までには 200億円を切るという目標で、今、頑張っているわけであります。果たして 200億円を切った段階で下田市の財政が豊かになっているかということは、決して想定はつきません。

しかしながら、私も民間人として、会社経営としてこれまでやってくれば、やはり自分の会社の財政力というものは、自分たちで努力をしてつくっていかなければ、だれも面倒を見てくれるわけではありません。下田の場合も、やはり市税の収入に限度がある中であれば、やはり支出の見直し、そしてむだな投資をしない、いろいろな施策を打っていくのは当たり前でありまして、これはよく市民の方々にも、「今は大変な時期である。でも、これは行政も今、一生懸命財政再建に努力している中で、要望ばかり行政にぶつけてきたら、我々は何もできなくなってしまう。同じ痛みを分かち合ってください」というお願いをしながら、ここまでやってきた経過があります。もう少しでございますので、この政策を私の任期中はやりたいというふうに思っております。

やはりしっかり数字的には、実質公債費率が 20.4%をもう超えてしまっている。借金をするにしても、知事の許可を得なければできない。もうそういう自治体になっているということをよく理解していただきたいと思います。お金を借りて投入することは、それは市民受けはいいですが、やはり中途半端な改革はしたくないという思いで、今、立ち向かっているわけでありまして、これがやはり将来、下田に住みたいという若者にとって、大きな後年負担を置き土産にしないというのが我々の今の責任である。う、こんなふうな考えでございまして、この公債費率も、今こういう努力をしてもまだまだ、この 10年間の見通しをつくったわけでありましてけれども、最終的にはこれがピークになるのが、多分 22年度にこの公債費率の数字が、下田市にとってはピークになると思います。今の試算でいきますと、22.6%ぐらいになるのではなからうか。これだけ努力していても、なかなかこの数字が下がってこないわけでありましてけれども、その 22年をピークにして、頑張っていけば、この基準の 18%以下になるには、平成 26年ぐらいにはこれを下回る数字になる。やはりこういう目標をつくって、今、我々行政が頑張っているわけでありまして、ご理解をまずしていただきたいというふ

うに思います。

それから、景観行政団体という取り組みをするわけでありますけれども、先般、県の認可をいただきました。この中で、いよいよ4月1日から、市民と一緒に景観計画をつくっていくわけでありますけれども、そのスケジュール的な問題でありますけれども、19年度に入りますと、まず市内の6地区で各2回ほど、景観における市民啓発をしていきたいというふうに考えております。それから、景観市民会議というものを年4回開催予定。それから、既にもうつくってあります景観形成ガイドプランというのが下田市にありますので、このプランの見直しをしていきたいというふうに考えております。平成20年度に入りましたら、景観計画素案を策定する。それから、景観条例素案の策定をする。地区会議を各1回予定し、市民会議は年4回開催をしたいというふうに思っています。2年度に入りまして、景観計画の策定、それから景観条例案の策定、地区会議を各2回、市民会議を各3回、このような経過でやっていきます。

やはりこの景観条例をつくるには、簡単に1年とか2年ではできません。やはり2年度まで、議員はもっと早くできないのかということでございますけれども、やはり3年ほどかかって各地域に入って行って、下田市の景観はこうあるべきというような条例を策定していきたい、こんなふうに考えます。

それから、南豆製氷の問題でございますけれども、今現在の南豆製氷、個人の所有でございますけれども、ここに公金を投入する場合の基準というようなご質問でございました。現在は、南豆製氷というものは個人の所有でございます。また、市との貸借契約もしておらない中で、持ち主からはやはり2年間という猶予をいただいて、市民がどれほどこの施設というものを重要視して、今後のまちなみ形成に使っていくんだという動きを見ていきたい、こういう申し出の中で、国からも600万円ほどの予算がついて、まち遺産の調査等の中でも南豆製氷も入っております。また、修復事業ということで、市民のボランティアの多くの方が中に入りながら、屋根を直したりということで、ボランティア活動でやっているわけであります。

今現在は、まだ市の所有財産ではありませんので、公的資金は投入できないというふうに思います。しかしながら、今後、国の有形文化財の申請をしておりますので、この経過を踏まえながら、文化財の形になれば、文化財保護事業補助金というもので少し何からの対応ができるのかと思っておりますが、まだ今のところは全く未定でありますし、やはり議員がおっしゃるように市民の合意で、本当にあの建物が下田の景観の中に必要なものであるかどうか、

この辺の合意をしっかりと、ボランティア活動の皆さん方と一緒にやっていく必要があるのかなというふうに、今のところは考えております。

遊休地の解消問題でありますけれども、これは今回の施政方針の中で述べさせていただきましたように、遊休地対策協議会というものをつくって、今現在やらせていただいておりますし、また18年度には、稲梓地区と吉佐美地区の圃場整備関係の対象者の皆さんからアンケートをとらせていただきまして、この遊休地をどのように皆さん方が考えておるかということをもとめさせていただいた結果もございます。

やはり農地という問題につきましては、皆さん方、やはり後継者がいないとか、労力、経費の割には収入が少ない、あるいは仕事や病気で農作業をする時間が持てないとか、こういう答えが圧倒的に多いんですね。稲梓地区ではそういうお答えが70%あります。吉佐美地区におきましては、今言ったような同じようなお答えが83%。遊休地をどのように利用していくかということは、なかなか困難な問題であろうかと思いますが、やはり議員がおっしゃるような地産地消という問題等を絡めると、もう少し地元でそういう作品をつくっていききたいというふうには思いますが、今現在は地元でつくったものは、農協主体の直売所とか民間の直売所等によってほとんどが販売をされておりますので、大きく見れば、市内において生産から消費まではすべて行われている。ただ、絶対量が少ないという中で、これをいかにもっと大きくしていこうかということだと思えます。

それから、給食の方に使う問題についても、よく議会でご質問がありまして、教育長の方からも答弁しておりますが、なかなか多方面にわたってのいろいろな種類を使っていくことは難しい。というのは、値段の問題とか、それから量の問題があるかと思えます。これもいつもの問題点でありますけれども、なかなか現実的に対応していこうとすると難しいという問題があります。

本年度は、そういう面で、対策協議会を設置した中で関係団体の方々とお話をしながら、問題解消に努めていきたいというふうに思っております。

漁協の合併の問題についてですが、市長の認識と市の支援ということでございますけれども、やはりどこの業界も大変だなということは、これはもう行政だけではなくて、今、そういうところまで大変な状態になってきて、やはり合理化をしていかなければ、みんなだめになってしまうという状態になっているというふうに感じます。

ご存知のように、県下29あるところを4つに再編するという計画が、今、出ておるわけでありまして、西部から始まって駿河湾、そして沼津、そして伊東の辺からこっちの伊豆とい

う考え方で、我々下田は、当然、伊豆の中の再編計画に入っているわけでありましてけれども、これからまだいろいろ漁協関係者の皆さん方が議論をしていくというふうに思います。この中で、当然、漁協の組合長とも、よく合併問題については話し合いをしております。しかるべきときに、やはり市に対しての支援というものを求めていきますよというお話も出ていますので、やはりまだこの形がはっきり決まっているわけではありません。最終的には 20年の4月からのスタートになる、この1年間が大きな協議の時間帯になるということで、今、私がどうこうというコメントを出すことは、やはり混乱を招く要因にもなりかねませんので、コメントは差し控えさせていただきたいなというふうに思います。

あと、観光協会の問題でございまして、もうここ何年来、議員からは観光協会の予算を減らすな減らすなというご要望の中で、減らしまくって大変申しわけないんですが、いつときには観光協会の予算を減らせという議員さんもいらっしゃったわけですね。その中で観光協会に限らず、いろいろ補助団体に対してはご迷惑をかけている部分があるかと思いますが、補助金を減らすことが無責任であろうということには、私はならないというふうに思います。やはり自力で頑張るといふものにつまましては、補助金の削減によって、いろいろ観光協会の内部の中でも、いろいろな自助努力が見えていることは事実であります。例えば、職員の給料にしたって、市の職員並みにというのがあったわけでありまして。あるいは、残業するといえば、残業した分はすべて残業手当が出るとか、こういう時代をしてきたわけでありまして、内部改革が今進められて、やはり自分で頑張っていこうというようなことで、観光協会も頑張っているわけでありまして、ぜひ自分でいろいろなアイデアを出しながら、自立できる組織にしていきたいなというふうに思っております。

それから、やはり観光協会は、いろいろな地域で特徴があると思うんですよ。下田市の観光協会というのがどういう組織かなと考えたときに、かなり問題点を僕は持っているなというふうには認識をしております。やはり観光協会というものを組織する団体、それから個人の人たちが一体となって、観光政策に取り組んでいるのかなという疑問点もあります。旅館組合というものがある、観光協会がある、これはやはり絶対的な協力体制でいかなければまずいと思いますし、その辺に少し何かぎくしゃくしたものがあるということも感じておりますし、こういう中で、やはり今までは観光協会長がいて、副会長がいて、その人たちの個人がリーダーとなっているいろいろなイベントをやっているのではなかろうかなというふうに思いますが、これからはやはりそういう個人の力ではなくて、イベントとかいろいろな関係については、それぞれある観光で生きている団体が責任を持って受けてやるという組織にしてい

かなければ、なかなかうまくいかないというふうに思います。

例えば、あじさい祭りであれば、どこがやるのかなと考えたときには、では 料飲組合と商店街の人たちが、やはりあじさい祭りを運営していくんだということで、いろいろアイデアをつくってやっていく、それから水仙まつりにすれば、では須崎区と旅館組合の方々が団体としてこの祭りを運営していくとか、やはりそういうような組織にしていけないと、観光協会が、会長がこうやる、副会長がこうやると言っても、なかなか人は集まってこないし、やはり組織として、団体として運営していくような形がいいのではないかなというふうに思います。ですから、旅館組合とか料飲組合、それから旅館のおかみの会、須崎とか白浜区とかの商店街、そういう方々の団体が、それぞれのイベントを自分たちが運営していくんだという組織づくりを、今後ぜひ観光協会が主体となってやっていただきたいなというふうに思います。

あと、市のホームページの関係なんですが、議員がおっしゃった 180万円というのは、これは単なるホームページの機器の保守管理費なんです。このお金を使ってホームページをだれかにつくってもらおうというお金ではなくて、保守管理をしていく中でこのくらいの費用がかかる。実際には、いろいろな人から、確かに議員が言われたようなホームページに関する苦情が参ります。最近では、ボランティアガイドの方々が、もうリアルタイムで市の観光情報を載せてもらいたいということで、ボランティアガイドの人たちがリアルタイムで情報をつくって、こういうことを載せていただきたいというのを市の観光課に持ってきて、観光課の職員がそれを入れると、こういう仕組みだとか、取り組んでおりますけれども、現在はホームページの活用検討プロジェクトチームというのがあるんですけれども、これをさらに充実して、月一、二回会議を開きながら、今度の4月にはこれをリニューアルの予定でいますので、その中で、今言ったように開いておもしろい下田のホームページづくりというのを、企画財政、健康増進、観光交流、教育委員会の生涯学習、総務課、こういうところから、そういう機械に強い若手が入りまして、そのプロジェクトチームの中でしっかり対応していきたいというふうに思っております。

それから、最後の観光による合併のあり方というのは、まさにそのとおりだと思います。この2月、下田の旅館、前年を大きく上回りました。というのは、やはり花の期間が長かったのか、河津の桜と南の桜に大変助けられた部分があります。10何%、20%ぐらい前年よりよかったということをよく聞きますので、やはり観光というのは単体ではなくて、地域を挙げて協力しながらお客を呼び込む体制づくりというのが必要である。これは、ぜひ財政だけ

ではなくて、やはりこういう協力し合うことによって合併のよさがあるんだよということは、今後、首長さんたちの考え方の中でお話をしていきたい、このように思います。

議長（森 温繁君） 質問者にお願いしますが、途中ですけれども、ここで 10分間休憩したいと思いますけれども、よろしいですか。

ここで 10分間休憩いたします。

午後 3時40分休憩

午後 3時50分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、5番、鈴木 敬君の一般質問を続けます。

会議時間の延長

議長（森 温繁君） ここで若干会議時間を延長いたします。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 大変丁寧なご答弁、ありがとうございます。

若干確認したい点もありますので、二、三、質問をしたいと思います。

まず、行財政改革のことなんですけれども、市長はとにかく今はじっと我慢して借金返済する、中途半端にいろいろな事業に手を出したら、かえって墓穴を掘るというか、かえって事態を悪くするだろうというふうにおっしゃいます。それは確かにそうなんですけれども、1点は市民感情等々として、こういうふうにどんどん予算が削られて、どんどん周りの経済状況が悪化していく、自分の商売が悪化していく中で、何かしようというふうな何かがあれば、市民感情がもう無力感、閉塞感になってしまいます。そこら辺を行政としてはどう考えるのかというのが1点と、やはりある程度、収益を考えなければ、支出を減らすだけでは財政改革はできません。財政というのは、支出があれば収入もあるわけですから、収入の方も考えていかないと、財政改革というのはできないわけでありまして、入ってくる方をどういうふうにするのか、単に交付税だけに頼っていったら、これからやはりできないわけですから、自分たちの自前の収益、税収を考えていかなければならないわけですので、そこら辺のところをどうするのかというのが見えてこない、やはり財政改革、みんなが「そうだな、そうだな」とついていくことは、なかなかついていきづらい面もあるのではないかなという

ふうな気がします。そこら辺についての市長のお考えを、いま一度お聞きしたいなというふうに思います。

それと、農業・漁業のことに関しましては、僕も農業・漁業はちょっと素人的なところもありますので、的が外れているかもしれませんが、農業にもいろいろな形態があると思います。基本的には下田の農業というのは、ある程度小規模で、高齢者が年金プラスアルファでやっているような形が多いのかなんていうふうに思いますけれども、あるいは体験農園とか観光農園とかいろいろな形もありますし、また国の方で進めている農業の法人化等々で、ある程度農地を集約しながら、企業としてもやっていけるような形を追求する。そのための一つの助成として、ある程度公的なところに一定量を安定的に使ってあげれば、例えばお米でも何でも安定的に使っていただければ、農業もその分だけ安定的にできるのかなというふうな面もあったりしまして、そういうところから学校給食等々のこと、地産地消のことも若干考えていただきたいなというふうに思います。

それと、漁業の問題は、今回の合併話も、「もうこれでいこう、どんどんこうしていけばよくなるよ」というようなことではなくして、むしろ各漁協がどんどん赤字になってきているという、それぞれ伊東も含めそうですし、下田の漁協もつい何年か前までは、年間決算で赤字を出していたようなこともありまして、単体としては生きていけないというふうなことを踏まえた上での合併の話が出ています。

こういうふうな中で、合併することによるまたメリットもあるわけですから、このメリットをどういうふうの下田が享受していくのかというふうなこと、特に魚市場なんかは合併して、下田によりいろいろな南の方の魚がどんどん上がってくるような状況になれば、これは下田の市場にとってもメリットができるわけですし、そういうふうな形で、どうやったら下田の漁業がより活性化になるかというふうなことを、合併の中でもしっかり進めていっていただきたいなと思いますし、またこれからどうなるか、合併の話が決まった後の問題になってくるかと思えますけれども、本所と支所によって状況が大分変わってくるよと。どこに本所を持ってくるのかによって、それぞれの地域が大分影響を受けますよというふうなことをちょっと聞きますもので、そこら辺のことも、今すぐそれで動けということではありませんけれども、やはり市長はこの間、ほかの観光の方のことなんかでも、熱海にかわって伊東が中心になって、これからやっていくようなこともお願いしているとかと言いますけれども、事漁業に関しては下田が中心になってやっていくんだというふうなことを、今現在でも伊東よりも下田の方が規模が大きいわけですから、漁業に関しては下田が伊豆半島全体の漁業の

中心になってやっていくんだというふうなことを、ぜひとも進めていってもらいたいというふうに思います。そこら 辺のこと、市長のお考えをもう一度お聞きします。

それと、景観の問題で、公金の支出のことをお尋ねしましたけれども、どのような条件のときに これは一般論として考えています。南豆製氷を題材として一般論として考えたときに、公金を一つの建物に支出するときに、それはその建物が民間のものであってはいけないのかどうなのか、公的なものでなければできないのか。例えば、土地が民で建物も民であるというふうなときにはできるのかできないのか。あるいは、土地は民でも建物は公になった場合はできるのか、あるいは土地も建物も公的なものでなければ公金の支出ができないのかというふうなところを、いろいろなケース・バイ・ケースもあると思いますけれども、ある程度基準をつくっておくことも必要なのではないかなと思います。これは南豆製氷だけではなくして、そのような形で公金を使っていかなければならないような建物も、またこれから出てくる可能性はいっぱいあります。現に古い建物が、住む人が亡くなって、その後どうしようかというふうなことも、もう具体的な問題として出てきていますし、そういうふうな形で保存すべき建物に公金を支出するときの基準というものは、しっかりつくっておく必要はあるのかなというふうに思います。その場合、公の施設でなければ公金支出はできないのかというふうなこと、基準づくりということについての市長のお考えを、もう一度お聞きします。

観光協会の問題なんですけれども、観光協会、私は決して、基本的には減らすことに関してはいかがなものかと思えますけれども、どうしても減らすのは反対だとかということではありません。市の財政が悪くなっているときに、観光協会だけ今までどおりの予算をつけるというようなことは決して言いません。

ただし、減らすのであれば、では観光協会はど ういうふうにするんだというふうなことをある程度視野に入れてやらないと、ただ補助金を減らすだけで、それであとは自分の勝手に自分でやれ、そういうふうなことではだめだと思います。

ですから、観光協会は、基本的にはもうこれから補助金に頼らずに、自立してやっていけるような組織に変えていかなければならない、もう組織自体が存続し得ないというふうなことはわかっているんですけれども、ではそのためにはプロセスをどういうふうにするのか、それを具体的な今回の道の駅の指定管理者制度の中での観光協会の役割の中で、では観光協会はど ういうふうにして組織を存続させていくのか、ただ単に組織を存続させていくだけではなくして、観光協会はその中でどのような役割を担っていくのかというふうなことを、あ

る程度市としても方針を明確にしていく必要があるのではないかというふうな面で質問したわけですので、ただ単に観光協会の予算を減らしたからいかななものかということでは決してないわけですので、そこら辺のところについての市長のお考えを、もう一度お聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 財政収支の関係で、支出を削減するのはわかると。収入をどうやって上げていくか、これは大きな問題ですよ。やはり市とすれば、市税をアップするというのが大事なことであります。

そういう中で、やはり第一次産業、第二次産業というのがどんどん衰退していく中で、もう全国がみんな第三次産業の観光というものに着目して、まちづくりというのは、全国観光地になってしまっている部分があるわけですね。

それから、やはり円高の時代があったり、そういうふうになると、日本人というのは安く行ける外国へどんどん行ってしまうというところが、例えば昭和 56年ぐらいのときに、下田市には 520万人ぐらいのお客さんが来られた。例えば、60年代には 600万人という人が来た。今これが 350万人という数字ですよ。

やはり伊豆半島の中で、一番今、数字を見ているとすごく落ち込んでいるのが、熱海あたりも落ち込んでいます。伊東が比較的頑張っている数字を出しているんですね。何が違うのかということも考えなければならないという中で、僕はやはり下田の場合ですと、お客さんがたくさん来てもらわない限りはなかなか、第三次産業、観光で生きているまちですから、それをどういうふうにやっていこうかというのが、今、いろいろな施策の中で打ち出していくわけですね。

ただ、これがすぐヒットして、お客さんがどんと来られる問題ではありませんから、先ほどの質問の中にありましたように、伊豆急マリンが例えば加森観光になるということであれば、あそこはもう遊覧船の事業も北海道なんかでもやっていますし、全国にいろいろな施設をつくったり、あるいは運営している、大変すばらしいノウハウを持っている企業ですから、またこういう入れかわりがあったとしても、期待感は逆に持てる部分がある。ですから、こういう入れかわりの中で、行政も応援していくところは応援していこうという気持ちになっているわけです。

先ほど言ったように観光協会の、例えばあじさい祭り一つやるにしても、ああやって渡し船をつくと、商店街の人たちが「商店にお客が来ない」とぶつぶつ言いますよね。こっちを立てればこっちが立たずということで、だったら先ほど言ったように、では、あじさい祭りを商店街とか料飲組合の人たちが運営して計画を立てたらどうですかと。それで、まちなかにお客さんが入ってくるようなあじさい祭りにつくり上げると。こういう動きが出てくればわかりますよ。だけれども、何もやらないで「客が来ない、客が来ない」と言うのは、ちょっとおかしいというふうに思います。

ですから、そういう中での発想で、やはり自分たちがお客を呼び込みたかったら、そういうイベントをつくる時に、おれたちも中に入れてくれと自主的に入って、そういうお祭りを運営するような組織づくりを今後していけないと、ただ金が回ってこないから、おれたちは動けないということではだめですよ。やはり体力とか知恵を使って今やっていかなかったら、絶対いい状況にはいきませんから、敬さんは商店街のリーダーですから、ぜひその辺を引っ張って行ってくださいよ。

それから、漁業の再編ですけれども、これは先ほど言ったように、どこの漁業も今、本当に単体では難しい状況になっていますから、こういう再編計画が出てきている。だけれども、今は、やはりこの12ある組織を1つにするというのは、合併と同じように大変なんですよ。どこが中心になる、どこが本所になるかという問題がありますから、ですから、まだこういう協議がもっと煮詰まっていかなければ、行政としてコメントを出すことは大変難しい時期になってきますので、これは先ほど言ったように差し控えたいという。ただ、漁業の組合長とはよくお話し合いをさせていただいていますことは、承知をしてください。

南豆製氷の問題で、公金支出の基準というのは、やはりこれはあくまで行政が取得をするか、あるいは貸借関係を結ばない限りは、公金支出は現状では難しいのかなというふうに思います。

ただ、所有者は、やはり市民合意、あるいは市民の力で、あそこが本当に必要だということで動きが出てくれば、自分とすれば考え方は持っている。ただ、それだけ下田の人たちが本当にあそこを残してほしいのか、それとも駐車場にしまえよという考え方があるのか、それによって所有者は、来年7月ぐらいまでには自分の考え方を示したいというから、あと1年ちょっとになりましたけれども、やはり市民の皆さん方の熱い思いというのが伝われば、いい方向に向いていくのではないかと、今のところはこういう考え方で進めていきたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 商店会の方の動きについてなんですけれども、あじさい祭りに関しまして、この間、商店会が中心になりまして、会議所を窓口としまして4回ほど会合を開いております。3回目から、「あじさい祭り誘客推進委員会」というふうに名前をつけました。これには市の方も、産業振興課、観光交流課、参加していただいております。その中で協議しているのは、その参加団体はそれぞれ商店会と、あと料飲組合だとか旅館関係者、それと伊豆急関係の施設等々、あるいは商工会議所を窓口にしていますので、観光部会、商工部会の人たちも参加していただいております。そういうふうな中で、大体1回十四、五人の方たちにお集まりいただいて、会議所で会合を行っております。

その中で、今年のあじさい祭りについてもさまざまな協議をしまして、とにかく交通体系に関しては、今年に関しては、渡し船は仕方ないだろうというふうな形でやる。ただ、まちなかの人たちが「客が来ない、客が来ていない」と。全く市長が今おっしゃったように、「客が来ない」と言っているだけではどうにもならないので、どうするのかというふうなことを、1つは、あじさい公園のお客さんをどうやってまちなかに入れるのか、そのための誘導路、案内看板からあって、まちの装飾も、当初はペナントをそれぞれまちの街路灯につけようというようなことだったんですけれども、今、そのペナントのかわりに、花の風車を街路灯につけようかなんという話も進んでおります。そういうふうな形で、まちを期間中、飾ろうというふうなことも話が出ています。あとまた、歩いてもらう人たちのために、朝市的なものを毎週土・日にやりたかったんですけれども、土・日は無理だとしても日曜日にやろうかと。それも、人が比較的集まりやすい伊勢町の角の駐車場を借りてやろうとかいうふうな形で、具体的なことを、今、商店会を中心に進めております。そういうふうなことで、ぜひとも市長にはその辺のところの認識も持っていただきまして、また市長の方の応援も、これからよろしくいただきたいなと思います。

ただ単に、まちなかも、本当に何もしないということはありません。今、いろいろな動きをしております。市長もおっしゃいましたように、大横町の動きだとか二丁目、三丁目の動き、また駅前の香煎通りの動き 香煎通りというのは駅前から駅前橋を通っていくわずが50メートルぐらいの通りですけれども、そこは宝くじの助成金をいただいて、何とかまちをつくり変えていこうというふうなことで、さまざまな動きもしております。

そういうふうなところで、いろいろな動きもありますので、市長にも認識いただいて、そういう面で応援していただきたい、市としてもできる限りの応援をしていただきたいという

ふうなことを要望して、質問を終わります。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって、5番、鈴木 敬君の一般質問を終わります。

議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時 8分散会